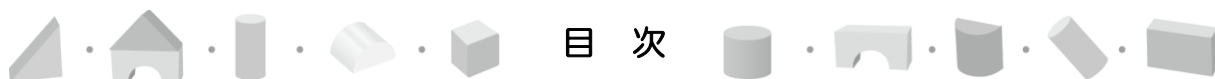


**第二期戸田市
子ども・子育て支援事業計画
(案)**

令和2年3月

戸田市



第1部 総論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画の策定体制	5
第2章 戸田市の子ども・子育ての現状	7
1 人口動態と子ども世帯	9
2 少子化の動向	11
3 保育環境・教育環境の状況	16
4 戸田市の子育ての現状	19
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 計画の基本理念	41
2 子どもの人権・権利の尊重	41
3 第二期計画に向けた主要課題	42

第2部 各論

第1章 子ども・子育て支援事業の充実	45
1 子ども・子育て支援制度	47
2 幼児期の教育・保育施設の整備	55
3 地域子ども・子育て支援事業の整備	57
第2章 子ども・子育て支援関連施策の推進	67
1 就学前における教育・保育事業の充実	69
2 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の充実	71
3 母子保健の推進	74
4 子育てと仕事の両立に向けた支援	77
第3章 特に配慮が必要な子どもと家庭のために	79
1 ひとり親家庭等の自立支援の推進	81



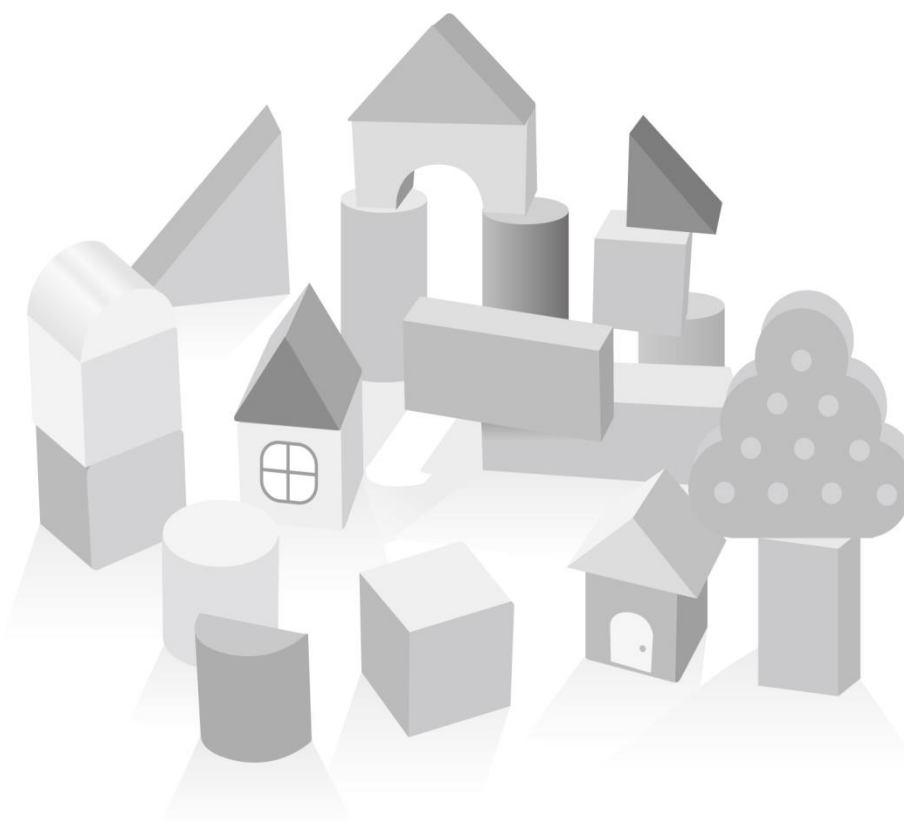
2	児童虐待防止対策の充実.....	84
3	障がい児施策の充実.....	85
第4章 次代を担う子どものために		87
1	放課後事業の推進（戸田市放課後子どもアクションプラン）	89
2	子ども・若者（児童・青少年）育成支援の推進.....	97
第5章 計画の推進.....		99
1	計画の推進体制	101
2	計画の進行管理	103
3	計画の進行状況の公表.....	103
4	国・県への要望	103
資料編		105
1	計画策定の経緯	107
2	戸田市児童福祉審議会条例	109
3	戸田市児童福祉審議会委員名簿	111
4	用語解説.....	112
5	子ども・子育て支援法（抜粋）	116



第1部 総論

第1章

計画策定にあたって





1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、さまざまな要因から進行する少子化、地域コミュニティの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家族や地域を取り巻く環境が著しく変化しており、社会全体で子どもの育ちを支え合っていくことが望まれています。

このため、平成27年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子育て支援新制度」が全国において本格的にスタートし、「量」と「質」の両面から社会全体で子ども・子育てを支えるとともに、平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が令和6年度末まで延長され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を形成するためのさまざまな取り組みの更なる推進・強化が図られています。さらに、令和元年成立の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

このほか、平成28年の児童福祉法の改正による全ての子どもが権利の主体であることの明確化、平成26年にとりまとめられた「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しによる子どもの貧困対策の更なる推進など、子どもの最善の利益の実現を目指し取り組みを進めています。

本市においては、平成26年度に「戸田市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度（令和元年度））を策定し、子育ての環境整備に取り組んできました。

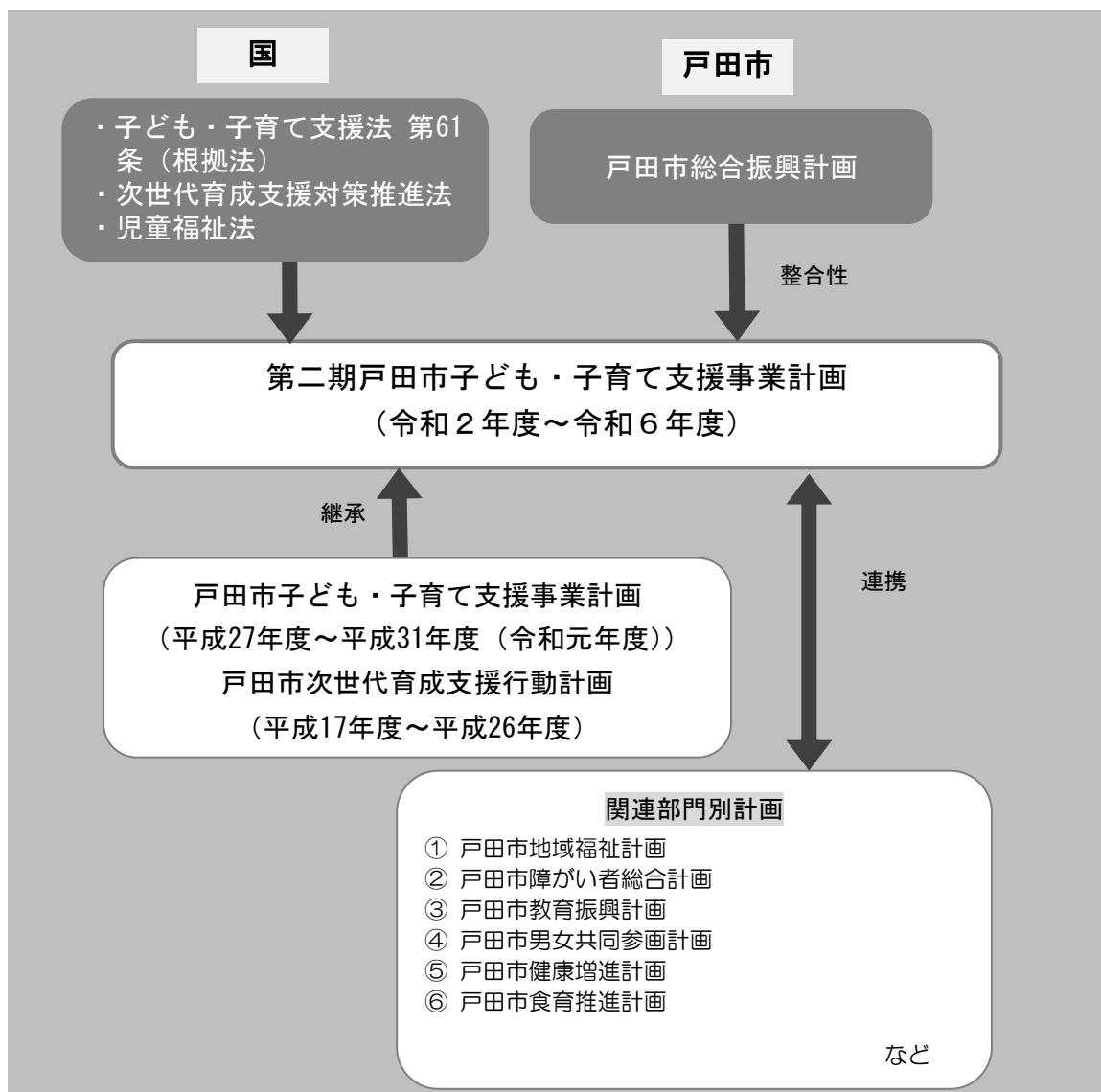
今後、子どもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、妊娠・出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備するために、これまでの戸田市子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画を継承し、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



2 計画の位置づけ

- ・この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。
- ・この計画は、「戸田市総合振興計画」を上位計画とし、「母子保健計画」及び「ひとり親家庭等自立支援計画」、「放課後子ども総合プランに基づく行動計画」を含む計画であり、かつ、「戸田市地域福祉計画」及び「戸田市障がい者総合計画」、「戸田市教育振興計画」、「戸田市男女共同参画計画」などの関連計画と整合したものです。
また、この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年6月成立)及び「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月閣議決定)に示された考え方に基づいています。

図表1-1-1 上位計画、関連法との関係



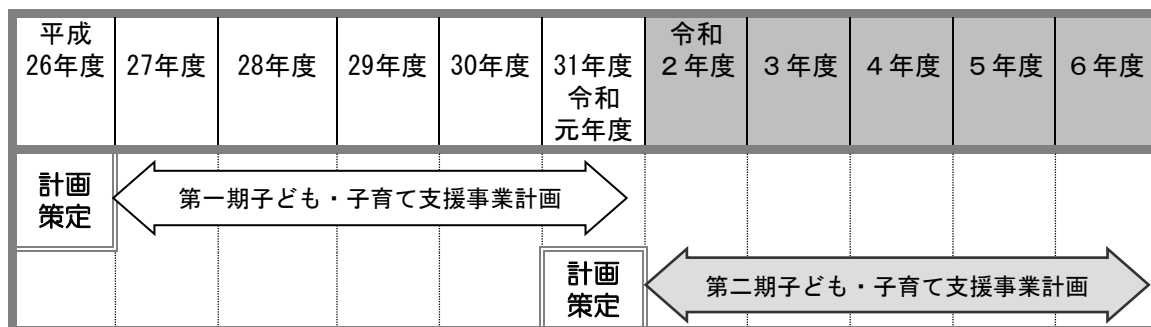


3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、必要がある場合は、計画の見直しを行うものです。

図表1-1-2 計画期間



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童、小学校児童をもつ保護者に対しニーズを把握するために、平成30年12月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 戸田市児童福祉審議会（戸田市版子ども・子育て会議）における審議

本市では、本計画の内容を審議するため、戸田市児童福祉審議会にて地方版「子ども・子育て会議」の機能を持たせ、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

(3) パブリック・コメントの実施

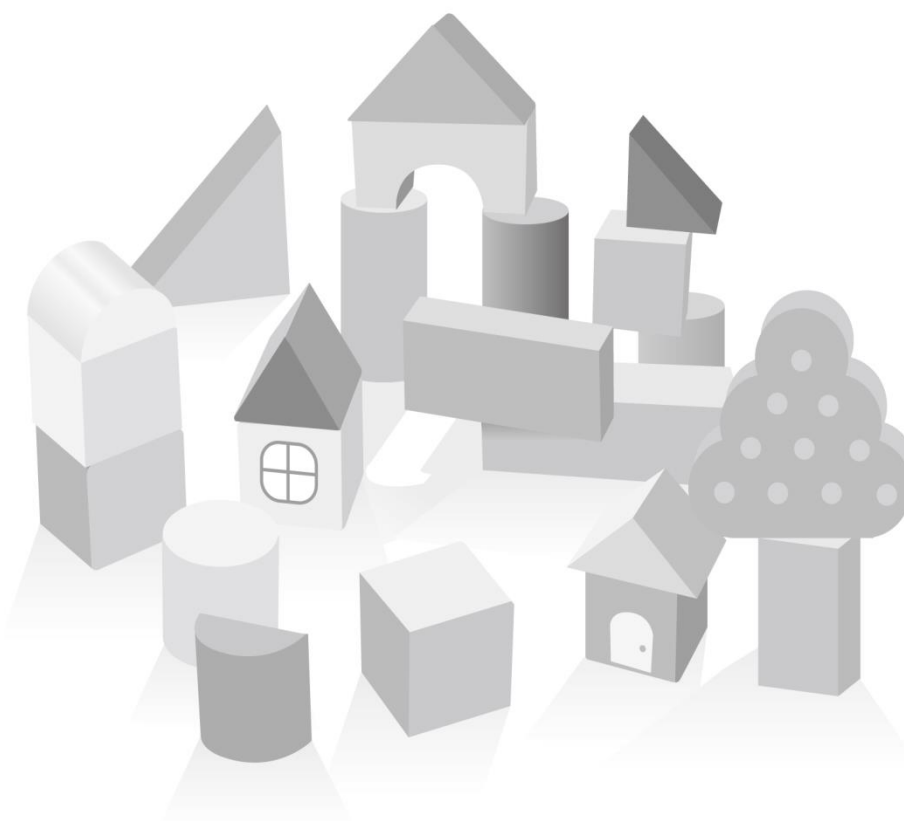
「戸田市市民パブリック・コメント制度」に基づき、計画策定にあたっての意見を広く市民から募集しました。



第1部 総論

第2章

戸田市の子ども・子育ての現状



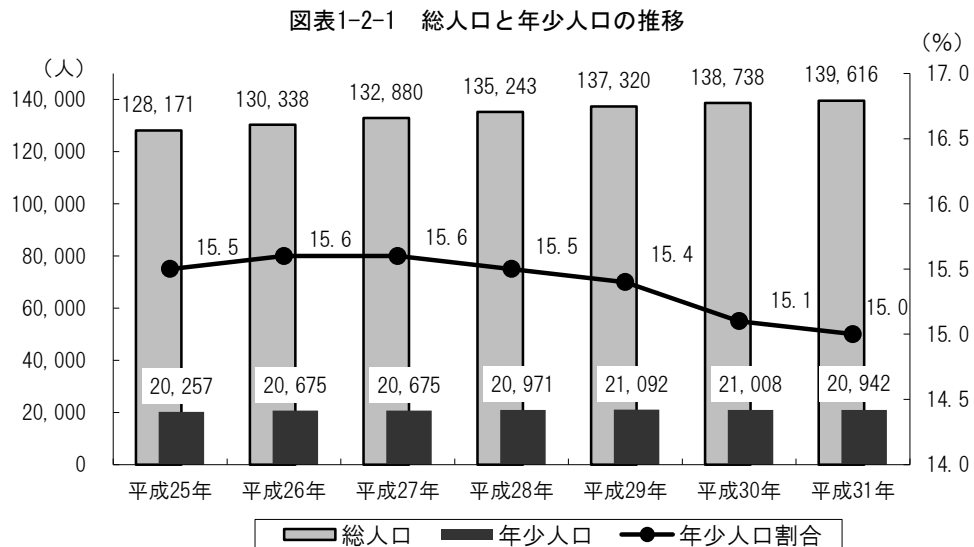


1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

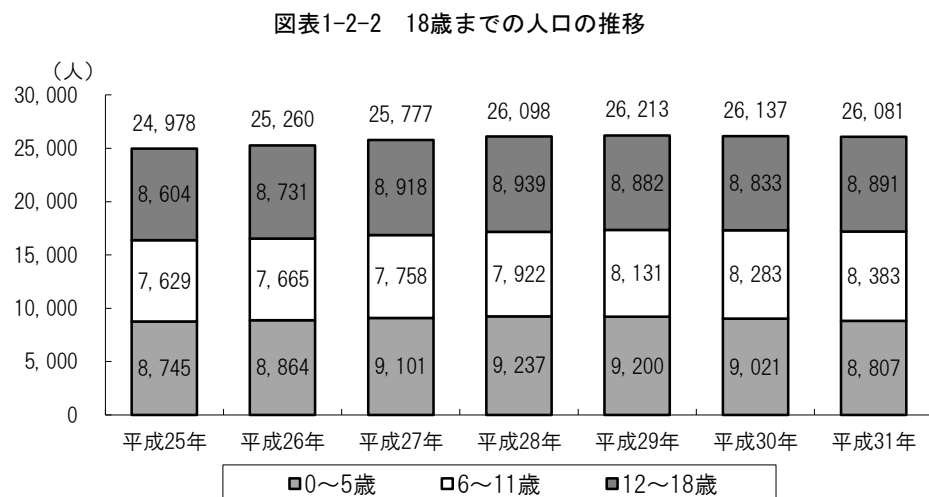
本市の人口は、平成31年1月1日現在、139,616人で平成25年から増加傾向で推移しています。

年少人口（15歳未満）においても、平成25年の20,257人から微増傾向で推移し、平成31年1月1日現在20,942人で、平成25年から685人の増加となっていますが、年少人口割合は15.0%と減少傾向で推移しています。



資料：埼玉県年齢3区分人口

0歳から18歳までの人口は、平成29年以降横ばい傾向にありますが、「6～11歳」人口が増加しています。

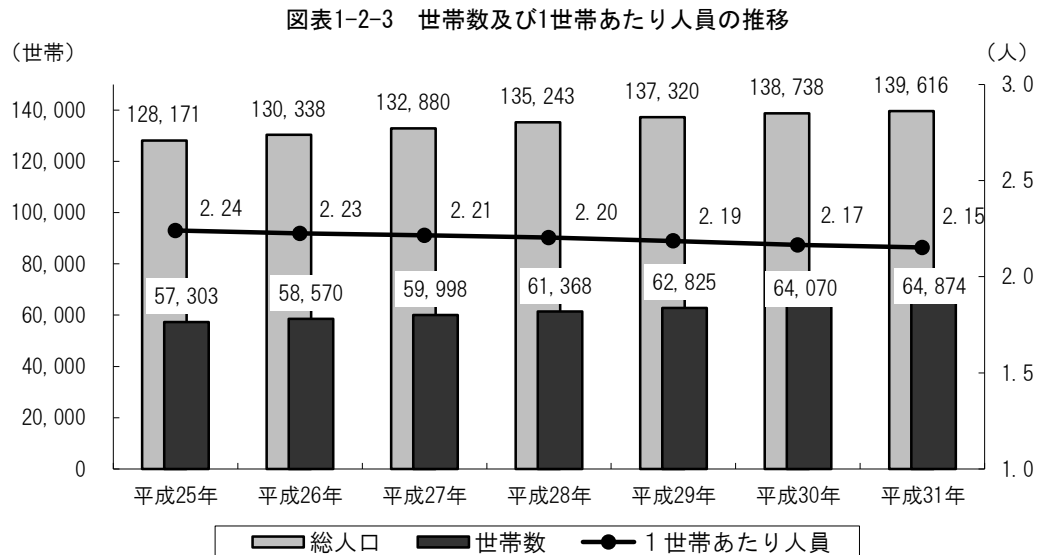


資料：統計とだ 情報政策統計課



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成25年から増加傾向で推移し、平成31年1月1日現在、64,874世帯で平成25年から7,571世帯の増加となっています。1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成31年1月1日現在の1世帯あたり人員は2.15人となっています。



資料：埼玉県 第1表市区町村別・町（丁）字別世帯数及び男女別人口

(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯数をみると、平成27年時点の核家族世帯(32,306世帯)は、総世帯数(59,243世帯)の54.5%を占め、特に「女親と子ども」世帯、「夫婦と子ども」世帯が平成12年からの増加が顕著となっています。また、単独世帯も1.5倍で最も増加率が高くなっています。

図表1-2-4 世帯の家族類型の推移（核家族世帯・単独世帯のみ抜粋）

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年		
				平成27年	6歳未満世帯員のいる世帯	18歳未満世帯員のいる世帯
総数	44,331	49,059	54,149	59,243	6,825	14,825
核家族世帯	25,483	27,481	28,563	32,306	6,447	13,560
(1)夫婦のみ	7,610	8,329	8,676	9,653	-	-
(2)夫婦と子ども	15,056	15,782	16,138	18,361	6,245	12,543
(3)男親と子ども	532	653	696	797	19	123
(4)女親と子ども	2,285	2,717	3,053	3,495	183	894
単独世帯	15,457	18,034	21,763	22,587	—	121

資料：国勢調査

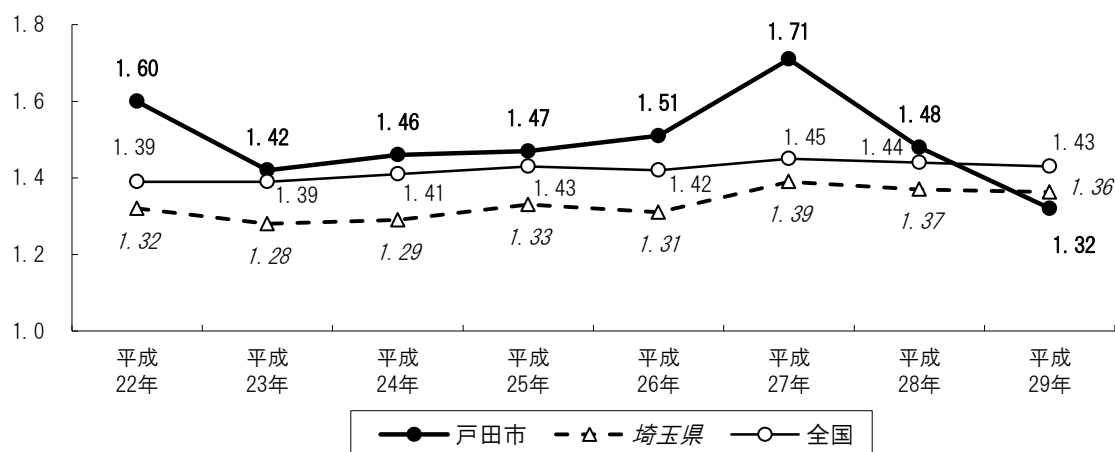


2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成28年まで、県及び全国を上回っていたものの、平成29年時点では1.32と県及び全国を下回っています。

図表1-2-5 合計特殊出生率の推移



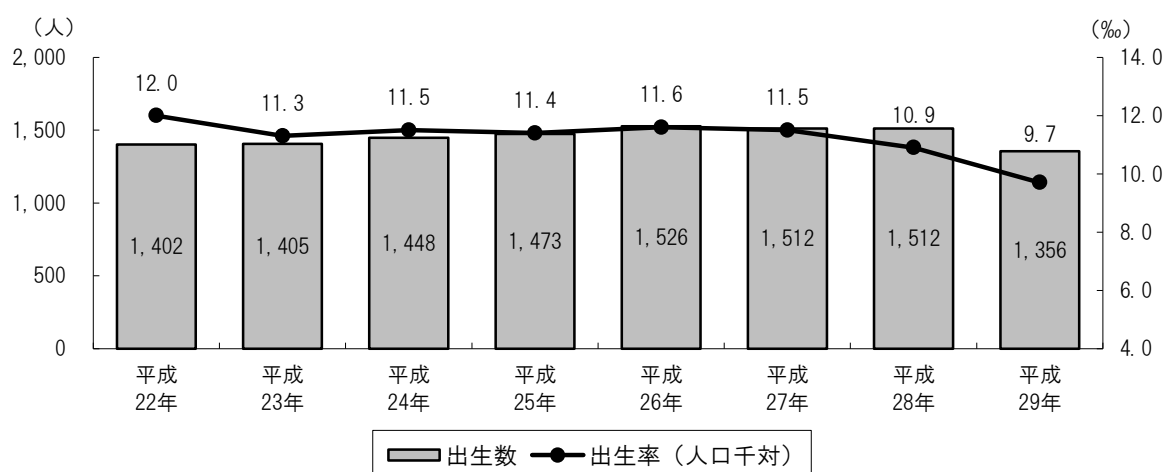
資料：埼玉県人口動態総覧

※国勢調査年（平成22年・27年）は「日本人人口」で算出するため、総人口で算出されるその他の年に比べ、率が高くなる傾向にあります。

(2) 出生数、出生率の推移

出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は平成28年まで増減を繰り返していましたが、平成29年時点では1,356人と前年から大きく減っています。出生率（人口千人あたり）は9.7‰（パーミル）となっています。

図表1-2-6 出生数、出生率の推移

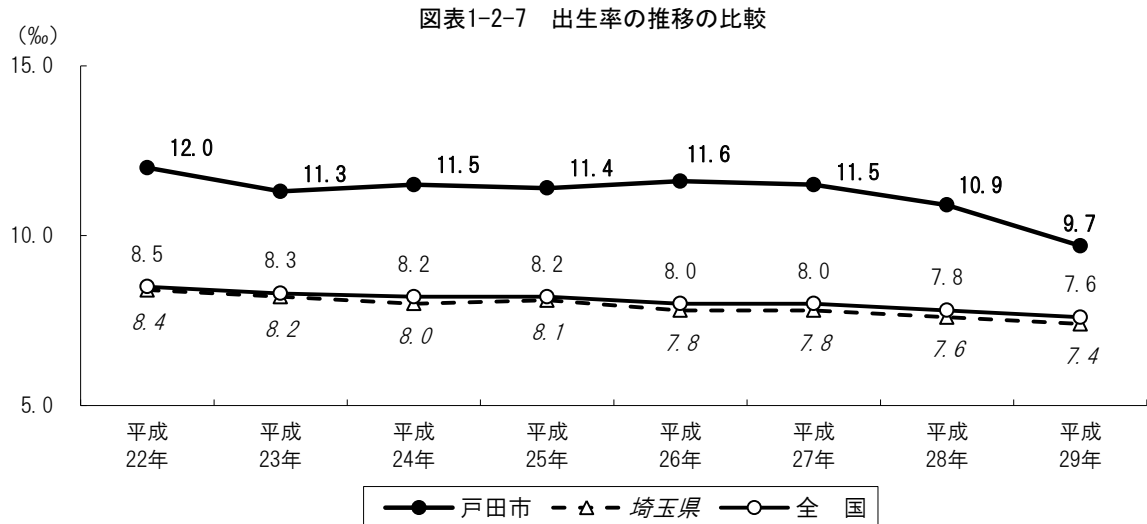


資料：埼玉県人口動態総覧



(3) 出生率の推移の比較

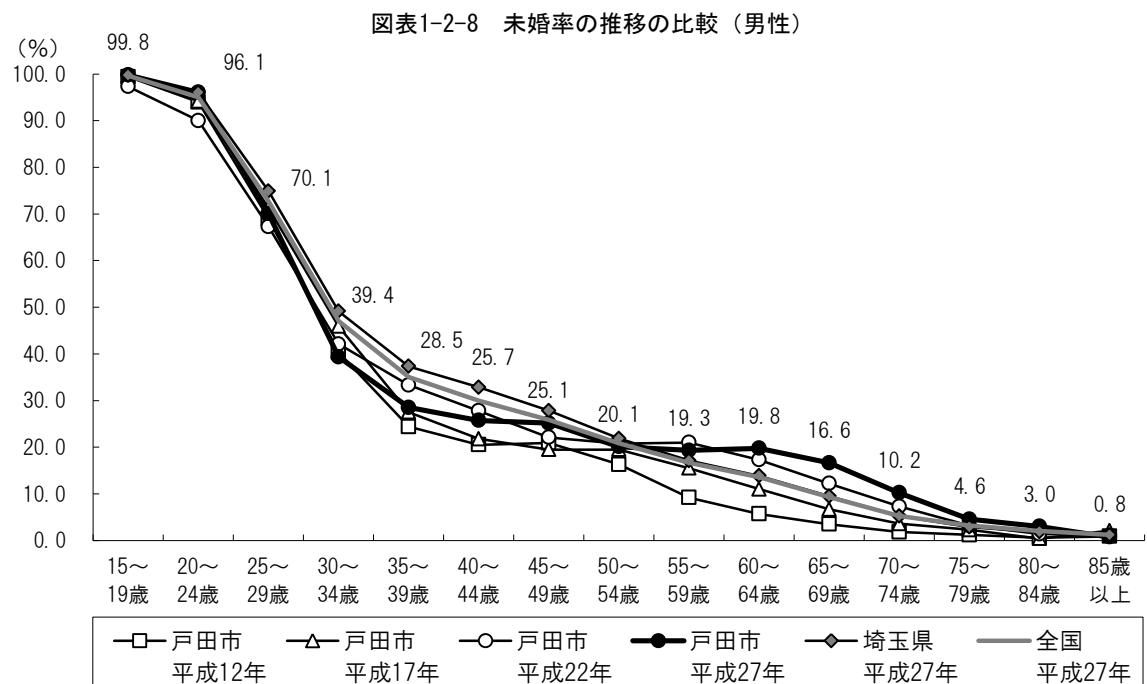
出生率（人口千人あたり）の推移をみると、平成22年以降は県及び全国を大きく上回っています。



資料：埼玉県人口動態総覧

(4) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成27年時点の男性の未婚率は、30～34歳が39.4%、35～39歳では28.5%となっており、3人に1人が未婚者となっていますが、県及び全国を下回っています。また推移をみると20～29歳において平成22年に比べて高くなっています。



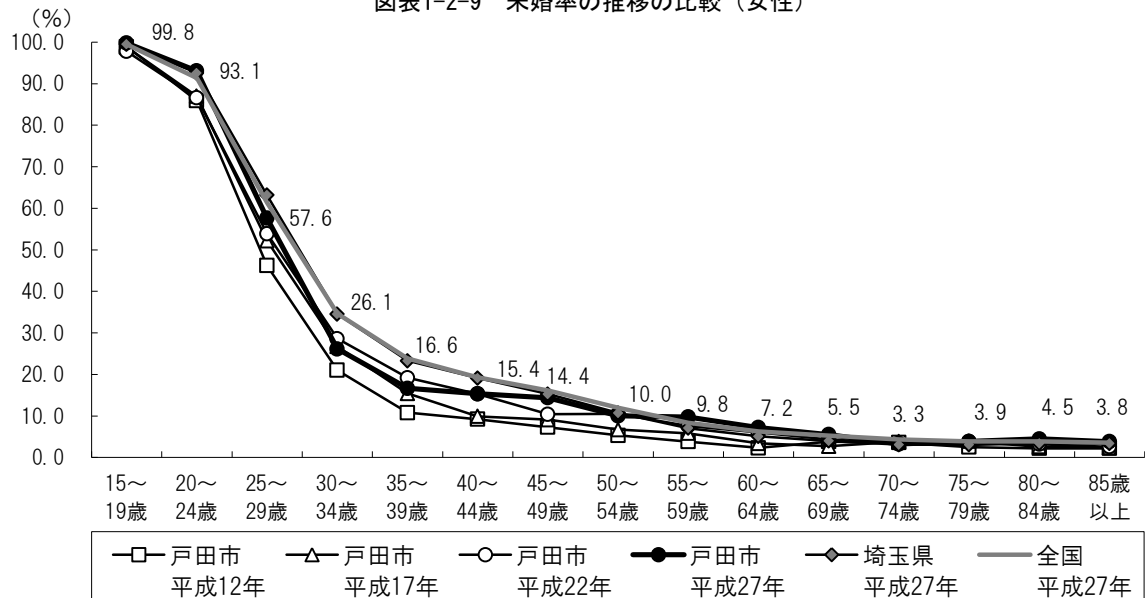
資料：国勢調査



(5) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、平成27年時点の女性の未婚率は、25～29歳で57.6%、30～34歳で26.1%、35～39歳が16.6%といずれも、県及び全国を下回っています。平成12年との推移をみると全ての年代で上昇していますが、その中でも25～29歳の未婚率が10ポイント以上も上昇しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表1-2-9 未婚率の推移の比較（女性）

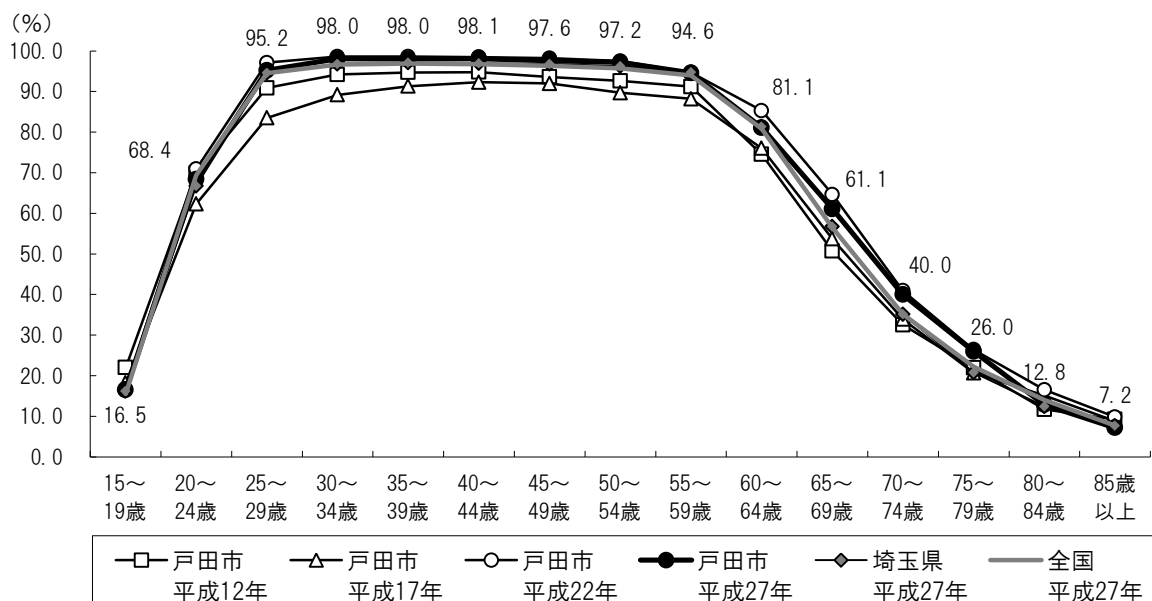


資料：国勢調査

(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成27年時点の男性の労働力率は、30歳代～40歳代で98%台を維持しており、県及び全国を上回っております。また、推移をみても各年齢層で労働力率は高くなっています。

図表1-2-10 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

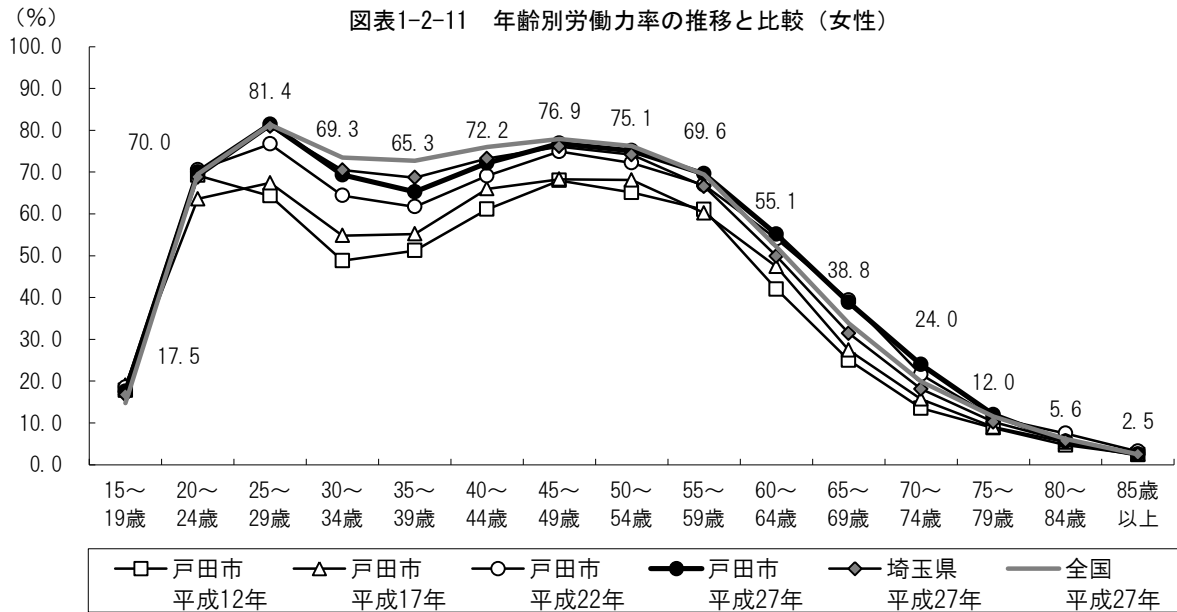


資料：国勢調査



(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、平成27年時点の女性の労働力率は、30歳～44歳で県及び全国を下回っています。平成22年と比較すると25歳～64歳で高くなっています。特に45歳以上では県、全国を上回っています。全体的に女性の労働力率は上昇しており、M字からほぼ脱却できる傾向を示しています。



資料：国勢調査

(8) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると、34歳以下は減少傾向にあります。一方で35歳以上は増加傾向にあり、晩産化傾向が進行していることがうかがえます。

図表1-2-12 母の年齢別出生数の推移

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	1,402	1,405	1,448	1,473	1,526	1,512	1,512	1,356
15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	14	11	10	16	8	8	10	7
20～24歳	117	113	116	100	94	96	93	90
25～29歳	389	398	412	369	388	388	358	340
30～34歳	532	496	536	571	612	588	598	509
35～39歳	305	330	314	342	353	356	360	333
40～44歳	41	55	59	72	71	74	90	75
45～49歳	4	2	1	3	-	2	3	2

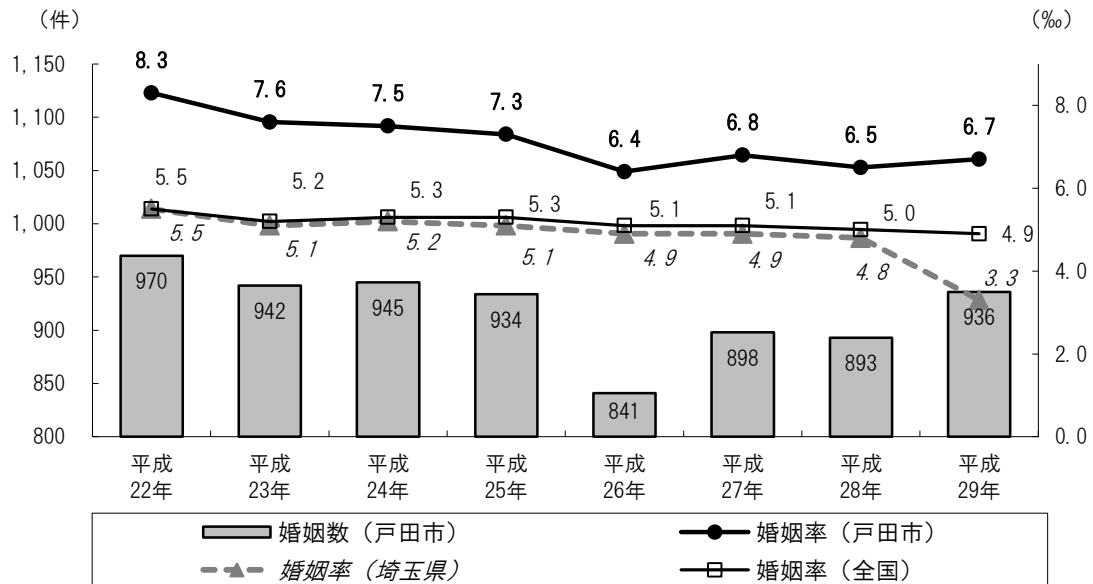
資料：埼玉県人口動態総覧



(9) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻率（人口千人あたり）は全国や埼玉県より高いものの低下傾向にあり、平成29年は6.7‰（パーミル）となっています。また、婚姻数は936件となっています。

図表1-2-13 婚姻数、婚姻率の推移

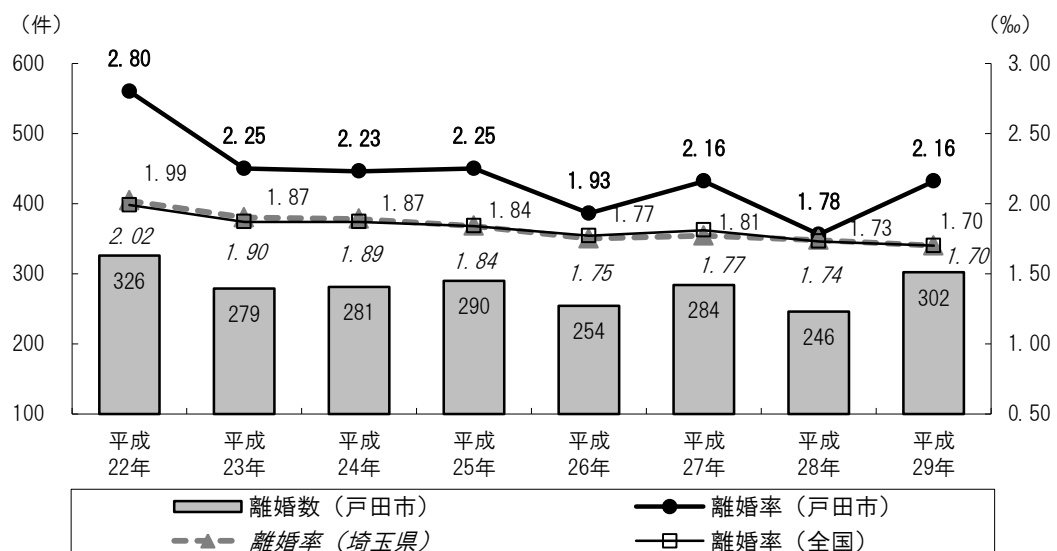


資料：埼玉県人口動態総覧

(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚率（人口千人あたり）は全国や埼玉県より高いものの低下傾向にあり、平成29年は2.16‰（パーミル）となっています。また、離婚数は302件となっています。

図表1-2-14 離婚数、離婚率の推移



資料：埼玉県人口動態総覧



3 保育環境・教育環境の状況

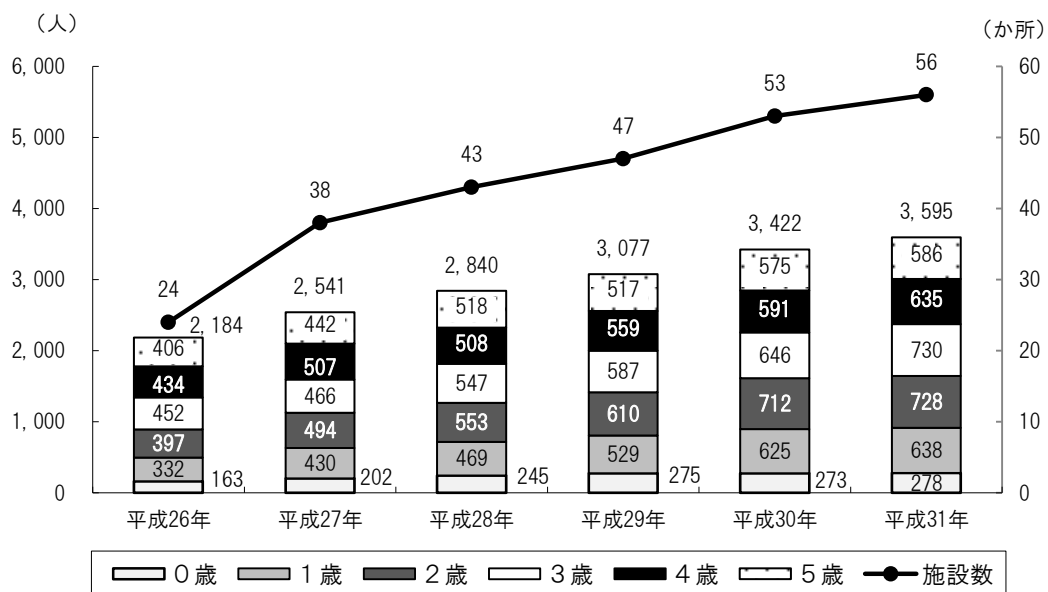
本市の保育所入所児童数の推移をみると、施設数の増加に加え、各年齢層において増加が顕著となっています。

なお、保育所待機児童数は、平成31年4月1日現在、4人となっており、年齢をみると「1歳」の4人のみとなっています。

また、本市の私立幼稚園の入園児童数は、減少傾向となっています。

(1) 保育所入所児童数

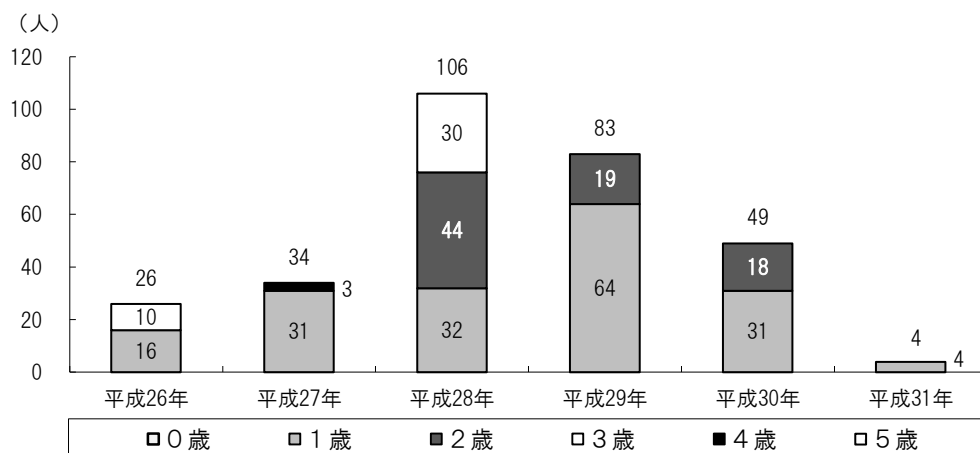
図表1-2-15 保育所入所児童数



資料：保育幼稚園室（各年4月1日現在）

(2) 保育所待機児童数

図表1-2-16 保育所待機児童数

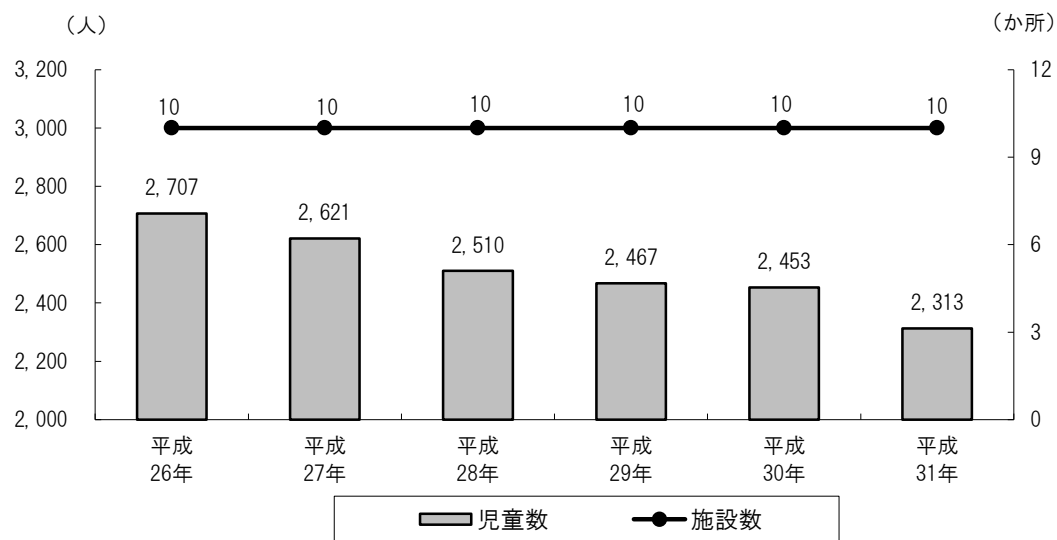


資料：保育幼稚園室（各年4月1日現在）



(3) 私立幼稚園の入園児童数

図表1-2-17 私立幼稚園の入園児童数



資料：保育幼稚園室（各年5月1日現在）

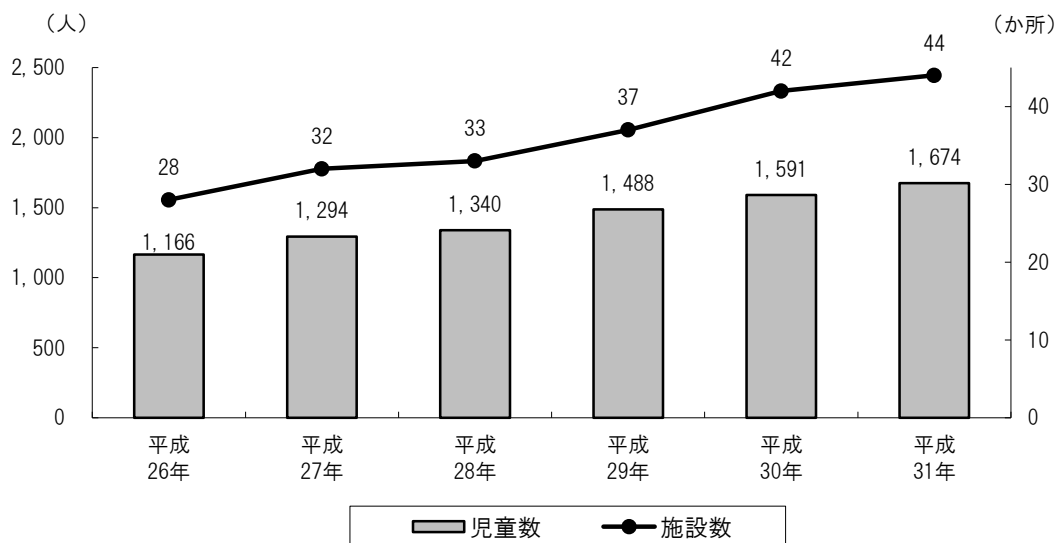


本市の学童保育室入室児童数の推移をみると、施設数が約 1.6 倍、児童数が約 1.44 倍となっています。

なお、学童保育室待機児童数は、平成 31 年 4 月 1 日現在、18 人となっています。

(4) 学童保育室入室児童数

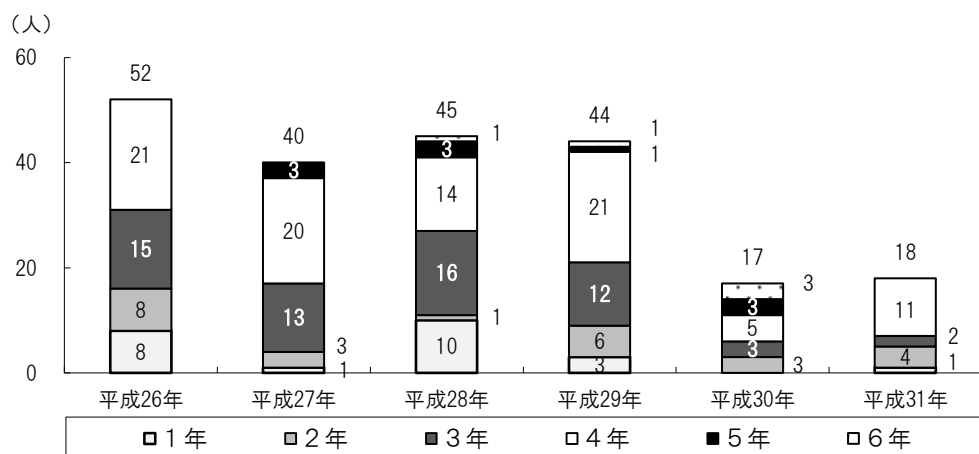
図表1-2-18 学童保育室入室児童数



資料：児童青少年課（各年 4 月 1 日現在）

(5) 学童保育室待機児童数

図表1-2-19 学童保育室待機児童数



資料：児童青少年課（各年 4 月 1 日現在）



4 戸田市の子育ての現状

本市の子育ての現状について、子ども・子育て支援ニーズ調査、子どもの実態把握調査を実施しました。

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査

■調査時期と調査方法

調査時期：平成30年12月5日～平成30年12月25日

調査方法：郵送方式により調査票を配布・回収

■調査票の配布・回収状況

図表1-2-20 調査票の配布・回収状況

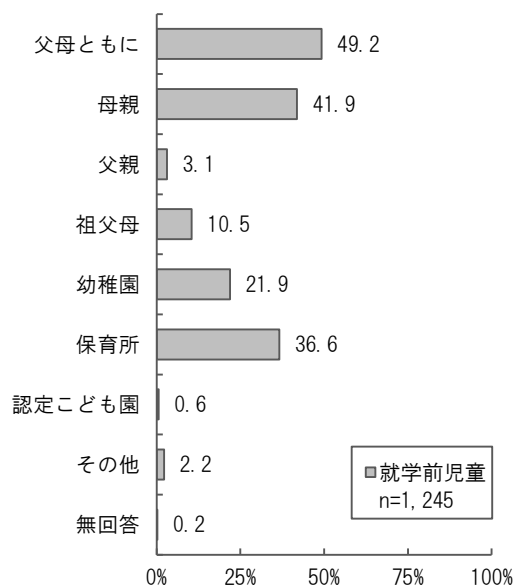
調査対象者区分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
市全域	2,500人	1,245人	49.8%	1,500人	814人	54.3%

■調査結果

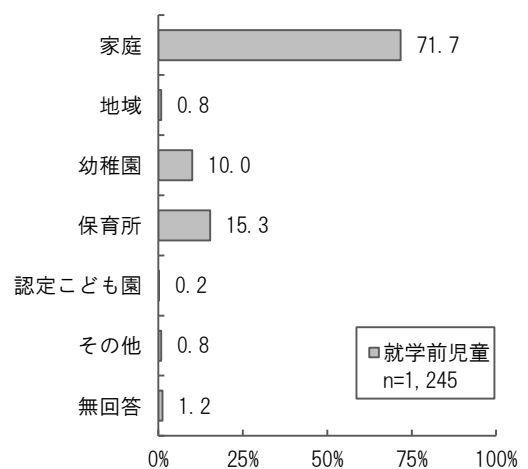
①子育てを取り巻く環境

▼ 日常的に子育てに関わっている方については、「父母ともに」が49.2%と最も高くなっており、次いで「母親」が41.9%となっています。また、子育てに影響を与える環境については、「家庭」が71.7%と最も高くなっており、次いで「保育所」が15.3%、「幼稚園」が10.0%となっています。

図表1-2-21 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



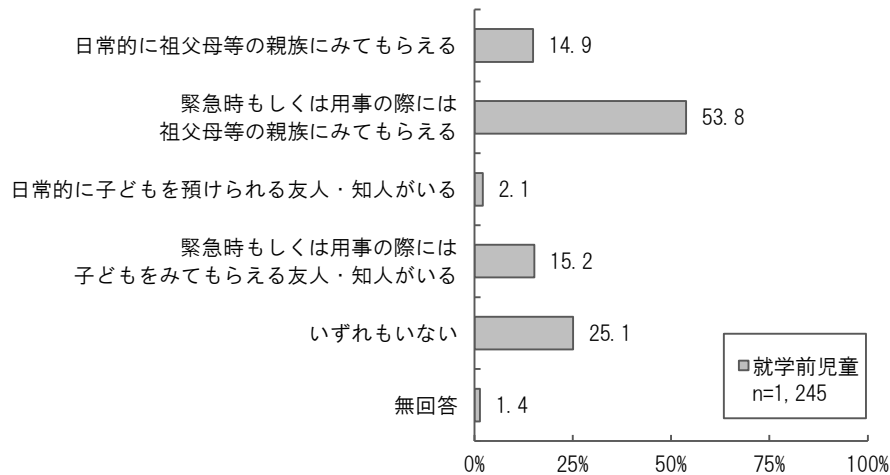
図表1-2-22 子育てに影響を与える環境





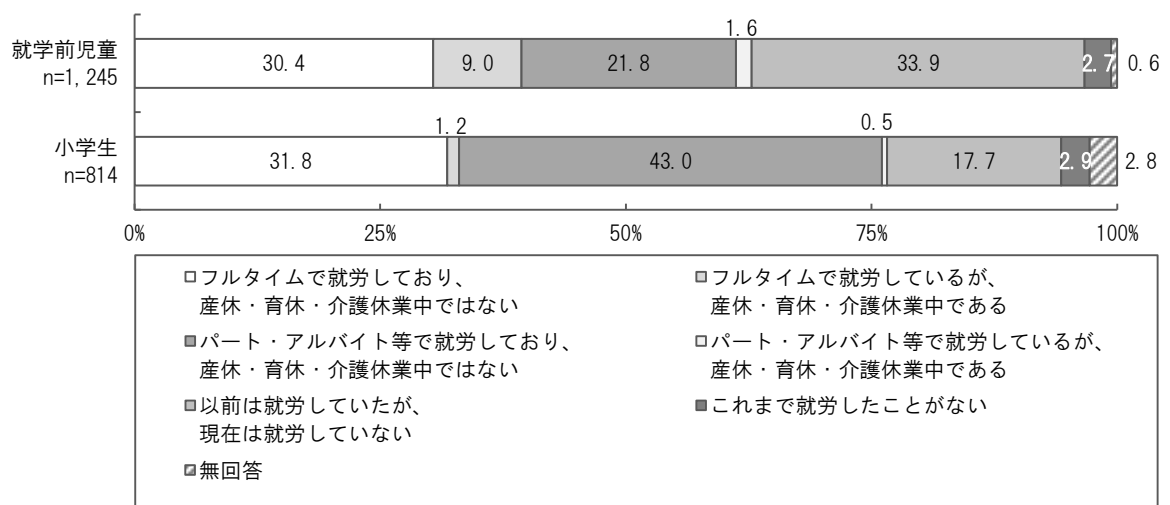
- ▼ 主な親族等協力者の状況については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が53.8%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が15.2%となっています。一方で、「いずれもない」が25.1%となっています。

図表1-2-23 主な親族等協力者の状況



- ▼ 母親の就労状況については、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が33.9%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.4%となっています。小学生では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が43.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.8%となっています。

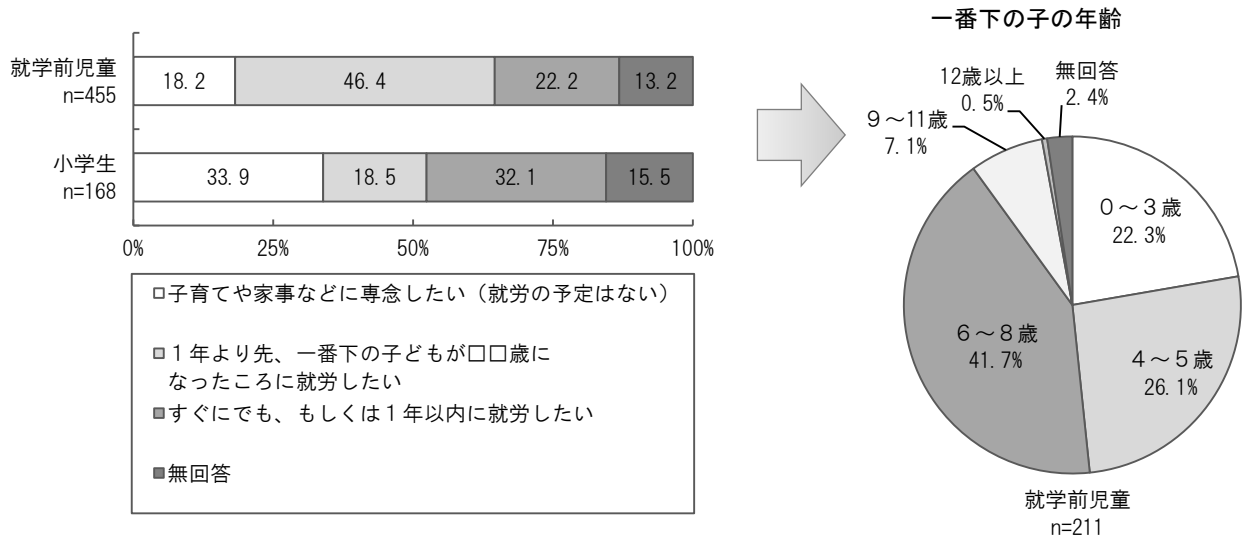
図表1-2-24 母親の就労状況





- ▼ 就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童では68.6%、小学校では50.6%が就労意向をもっています。1年より先の就労希望では、就学前では46.4%となっており、一番下の子の年齢が「6～8歳」になったところが41.7%と最も高くなっています。

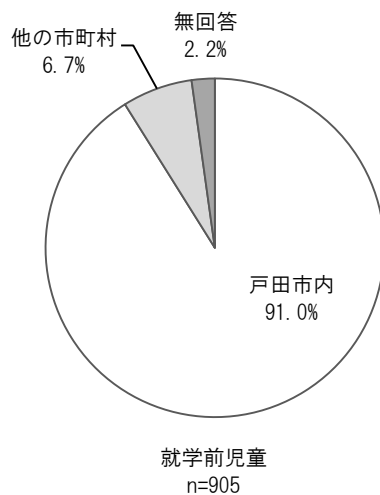
図表1-2-25 就労していない母親の今後の就労希望と就労希望時の末子の年齢



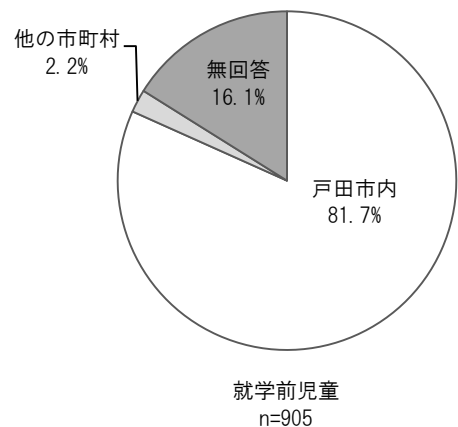
②子育て支援サービスの現状と今後の利用希望

- ▼ 教育・保育の実施場所は、「戸田市内」が91.0%となっています。希望する教育・保育事業の実施場所については、「戸田市内」が81.7%となっています。

図表1-2-26 教育・保育の実施場所



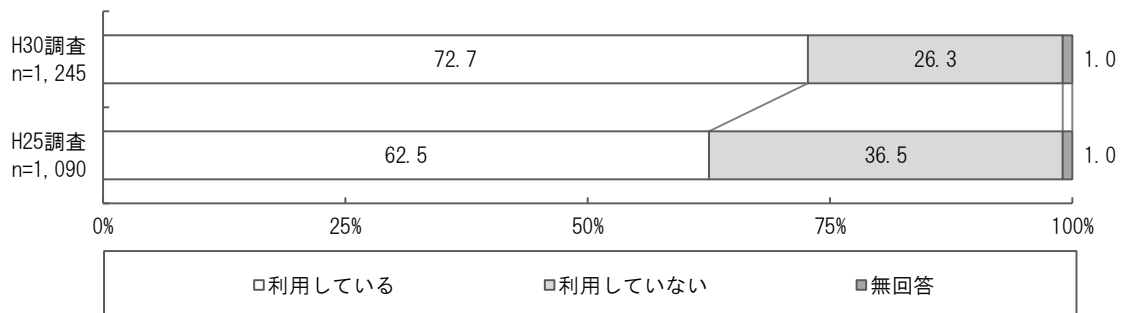
図表1-2-27 教育・保育の希望実施場所



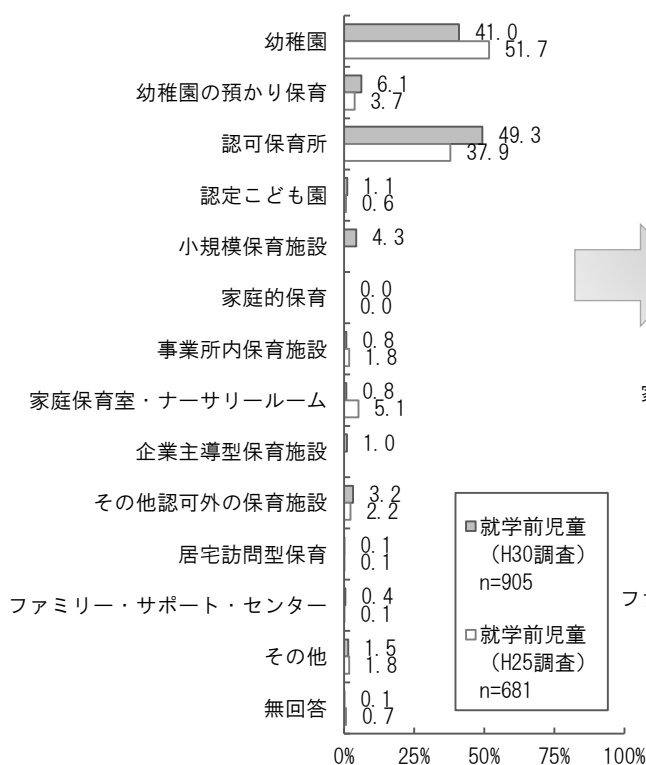


▼ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が72.7%となっており、前回調査と比較すると、「利用している」が10.2ポイント高くなっています。利用中の事業については、「認可保育所」が49.3%、「幼稚園」が41.0%となっています。一方、今後の利用希望では「幼稚園」が59.2%と、現状より18.2ポイント高く、「幼稚園の預かり保育」も38.4%と、現状より32.3ポイント高くなっており、需要が高まっていることがうかがえます。また、前回調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」が利用状況で2.4ポイント、利用希望で8.5ポイント高くなっています。

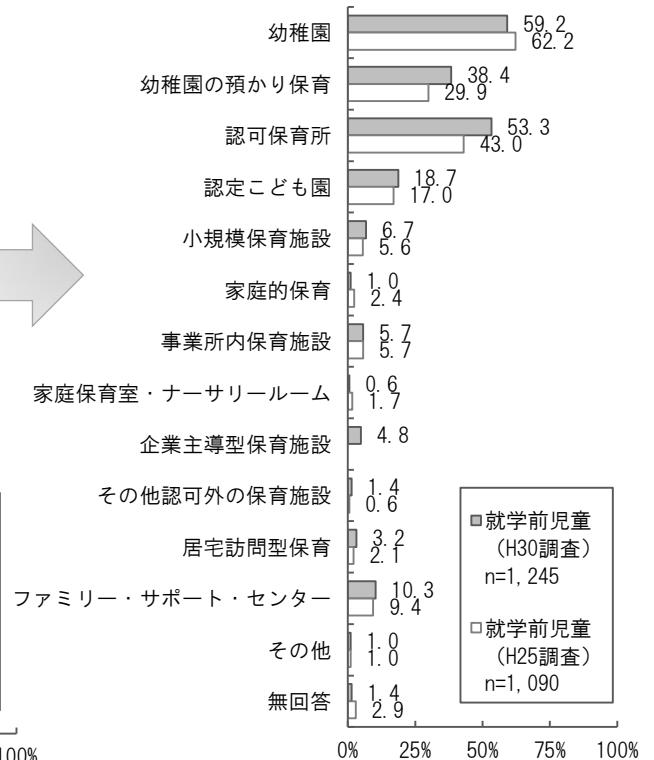
図表1-2-28 定期的な教育・保育事業の利用状況



図表1-2-29 利用中の定期的な教育・保育事業 (経年比較)



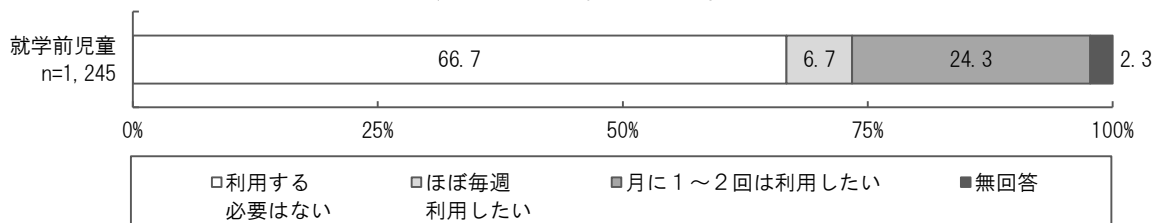
図表1-2-30 希望する定期的な教育・保育事業 (経年比較)



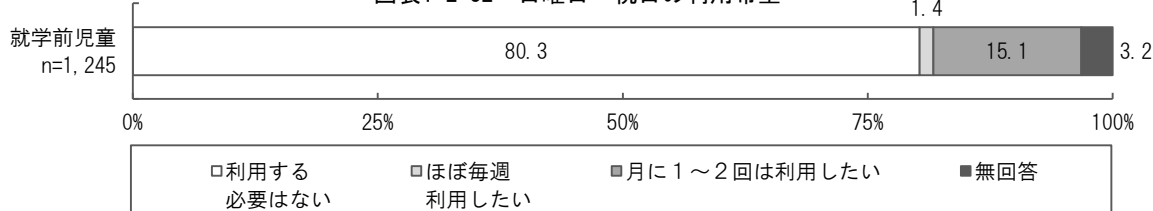


- ▼ 土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望では、「月に1～2回は利用したい」が土曜日24.3%、日曜日・祝日15.1%、「ほぼ毎週利用したい」が土曜日6.7%、日曜日・祝日1.4%となっています。

図表1-2-31 土曜日の利用希望

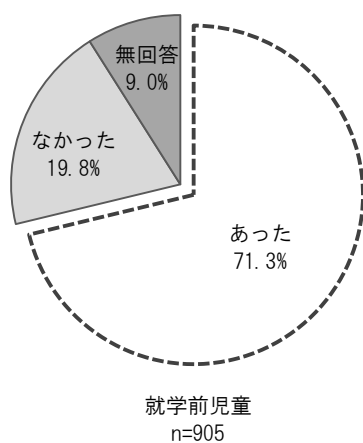


図表1-2-32 日曜日・祝日の利用希望

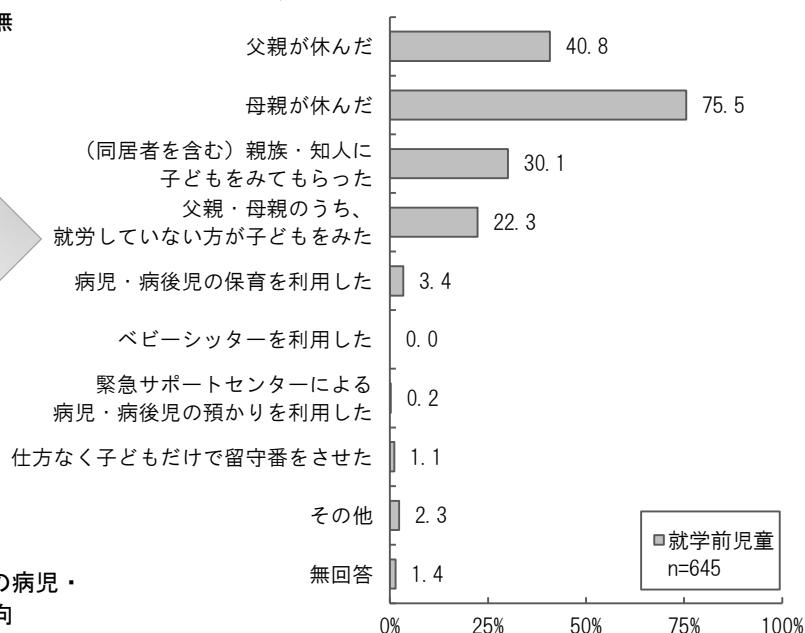


- ▼ 病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことは「あった」が71.3%となっています。この1年間の対処方法は、「母親が休んだ」が75.5%と最も高くなっています。父親・母親が休んだ人の病児・病後児保育施設の利用意向は、30.5%となっています。

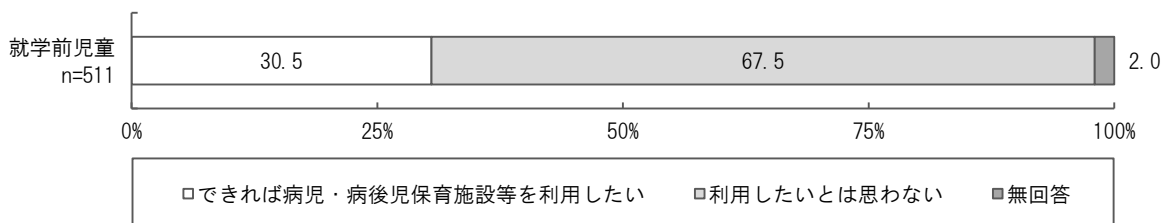
図表1-2-33 病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことの有無



図表1-2-34 この1年間の対処方法



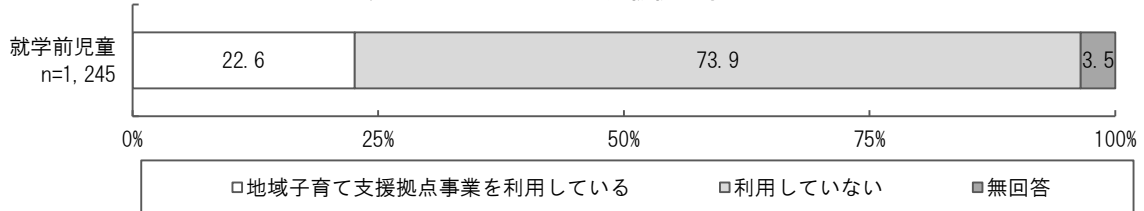
図表1-2-35 父親・母親が休んだ方の病児・病後児保育施設利用意向



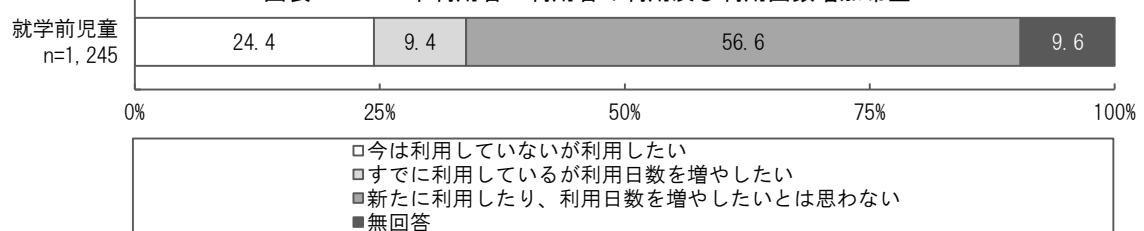


▼ 地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用している」は22.6%、「利用していない」は73.9%となっており、今後の利用意向では、「利用していないが、今後利用したい」が24.4%となっています。

図表1-2-36 地域子育て支援拠点事業の利用状況

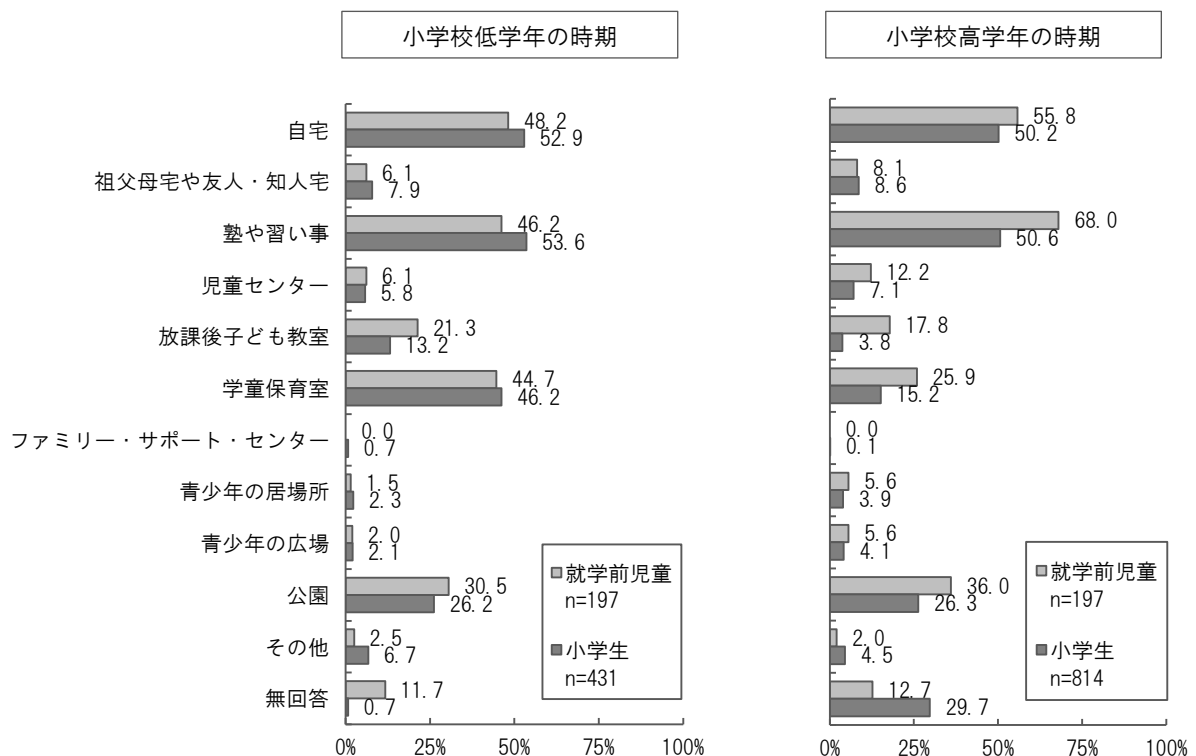


図表1-2-37 未利用者・利用者の利用及び利用回数増加希望



▼ 放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童調査では低学年のうちは「自宅」が48.2%と最も高く、次いで「塾や習い事」が46.2%となっています。高学年になると、低学年時期に比べ21.8ポイント上昇した「塾や習い事」が68.0%と最も高く、次いで「自宅」が55.8%となっています。小学生調査では低学年のうちは「塾や習い事」が53.6%と最も高く、次いで「自宅」が52.9%となっています。高学年になると、「塾や習い事」が50.6%と最も高く、次いで「自宅」が50.2%となっています。

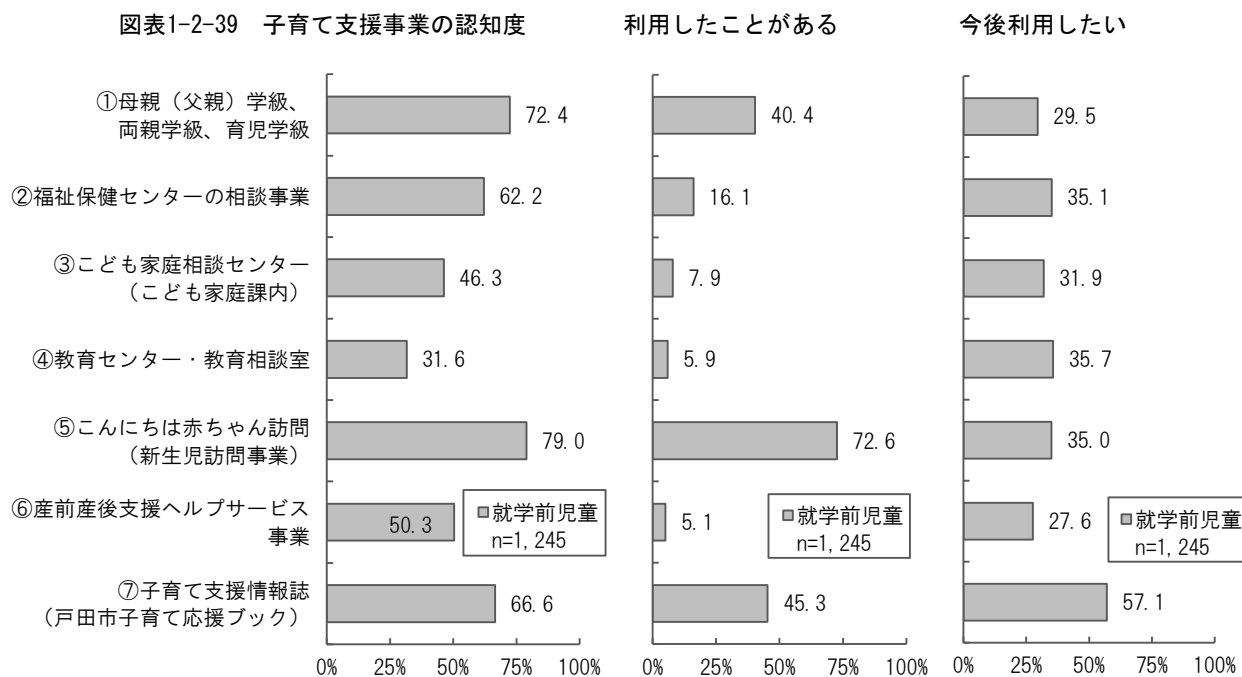
図表1-2-38 放課後の過ごし方の希望





▼ 子育て支援事業の認知度については、「こんにちは赤ちゃん訪問」が79.0%と最も高く、次いで「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が72.4%と、7割以上の方が知っているものの、「教育センター・教育相談室」が31.6%にとどまっています。利用したことがある事業については、「こんにちは赤ちゃん訪問」が72.6%と最も高く、次いで「子育て支援情報誌」が45.3%となっています。今後の利用希望については、「子育て支援情報誌」が57.1%と最も高く、次いで「教育センター・教育相談室」が35.7%となっています。

図表1-2-39 子育て支援事業の認知度

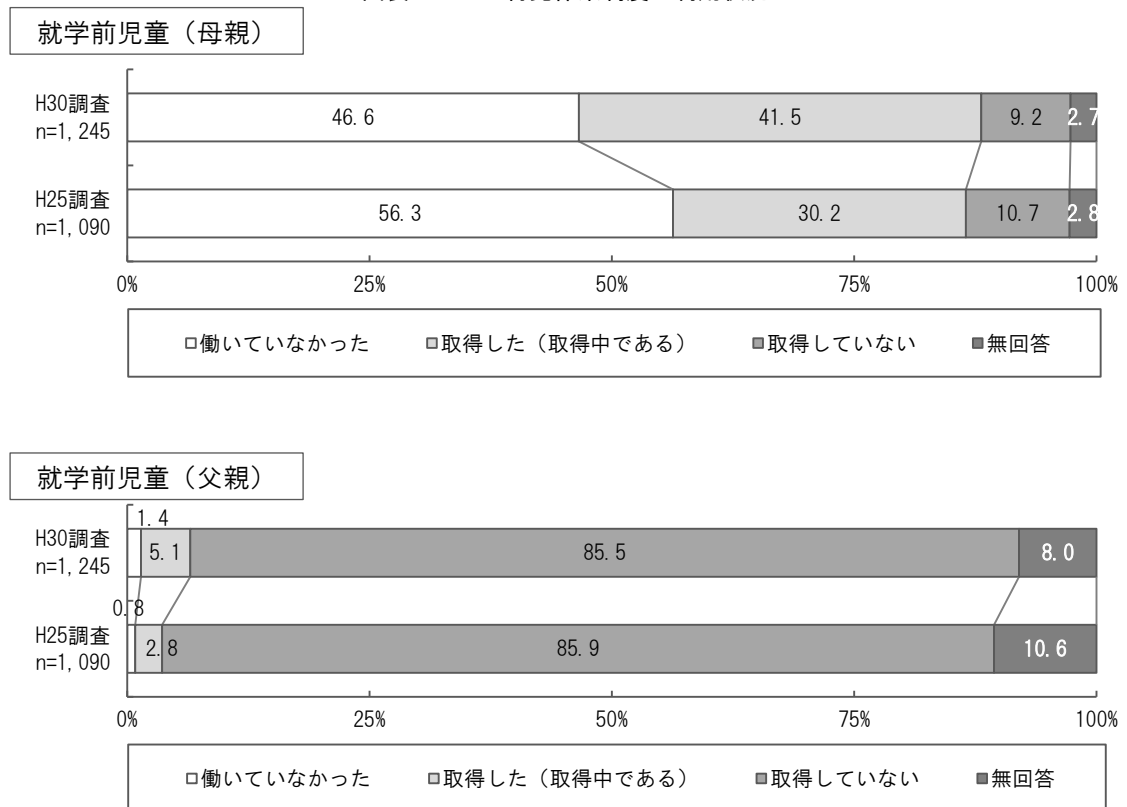




③育児休業制度の利用状況

- ▼ 育児休業制度の利用状況については、母親では「取得した（取得中である）」が平成30年度41.5%と、平成25年度の30.2%から11.3ポイント上昇しています。一方、父親では「取得した（取得中である）」が平成30年度5.1%と、平成25年度の2.8%から2.3ポイント上昇したものの、父親の育休取得は進んでいません。

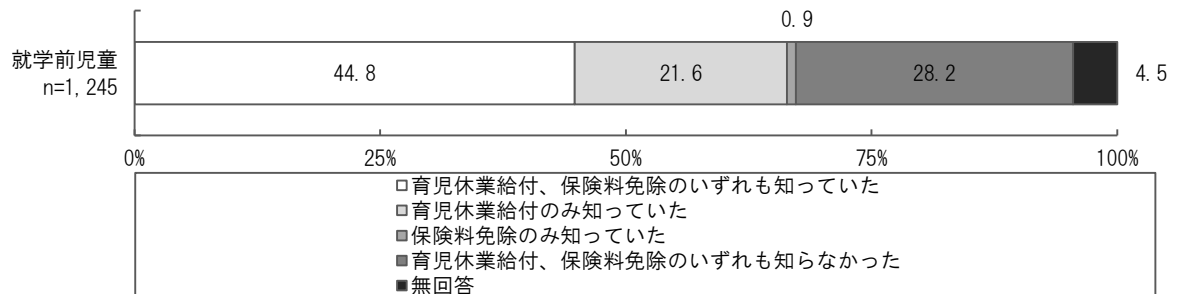
図表1-2-40 育児休業制度の利用状況





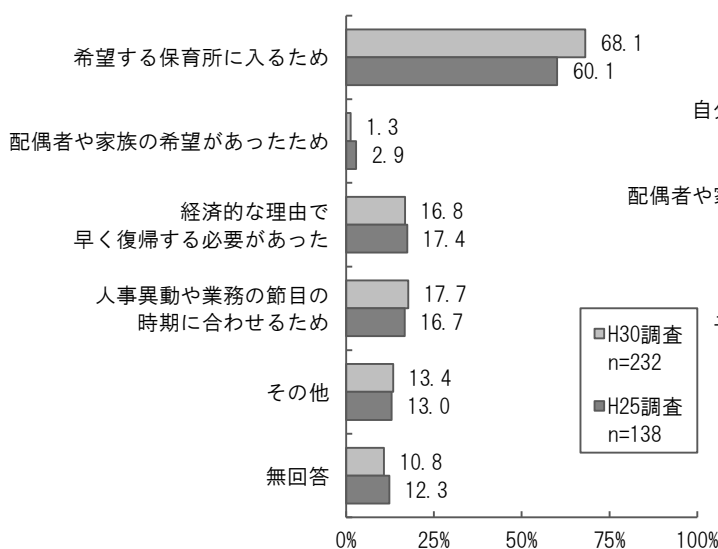
- ▼ 育児休業給付や育休中の健康保険料、年金保険料の免除を知っていたかについては、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が44.8%と最も高く、次いで「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が28.2%となっています。

図表1-2-41 育児休業給付の支給と健康保険・厚生年金保険料免除の仕組みを知っている

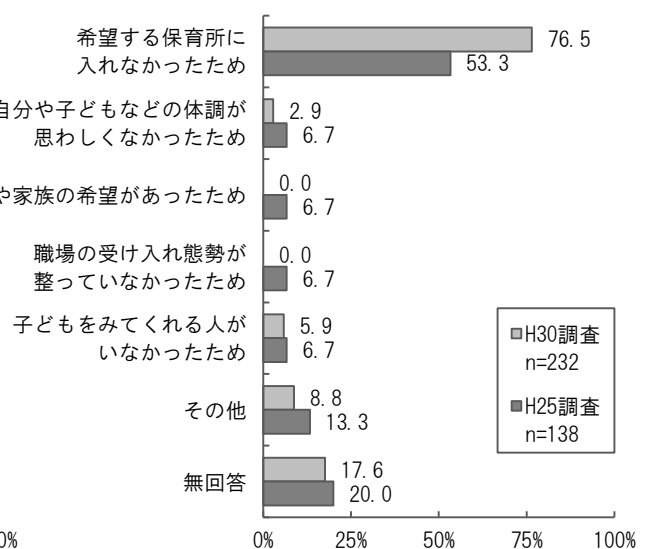


- ▼ 母親が育児休業から「希望の時期」より早く職場復帰した理由については、「希望する保育所に入るため」が68.1%と最も高く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が17.7%となっています。

図表1-2-42 育児休業から「希望」より早く職場復帰した理由



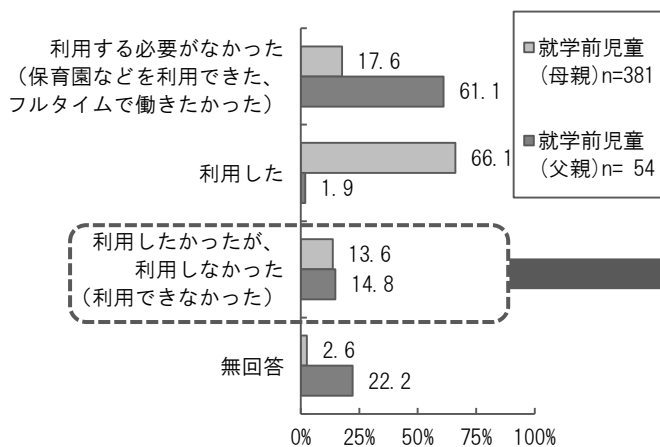
遅く復帰した理由



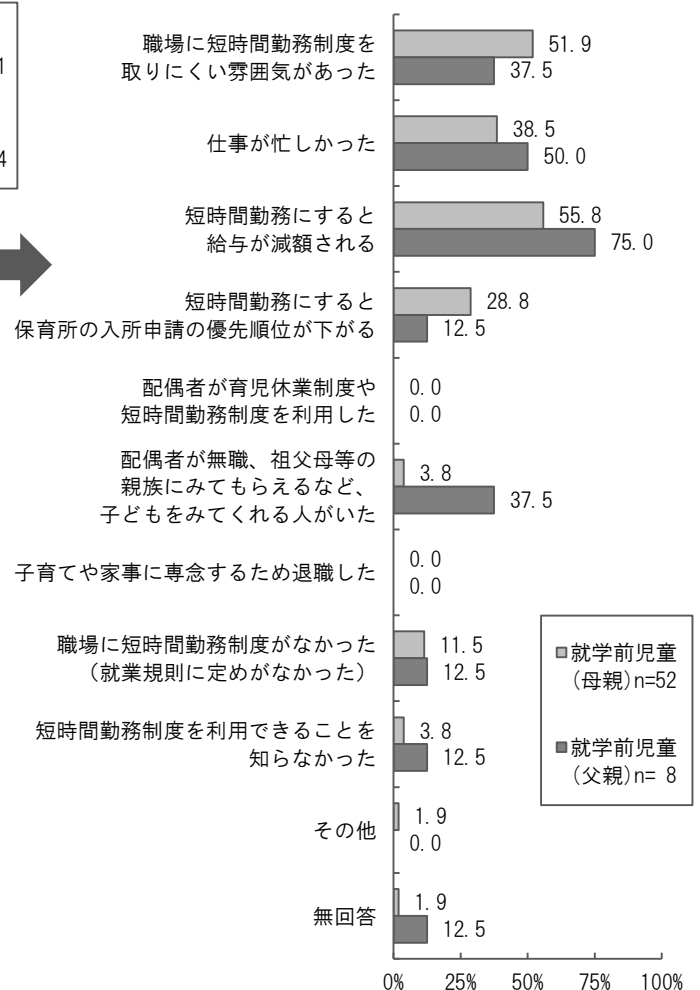


▼ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況については、母親では「短時間勤務制度を利用した」が66.1%と最も高く、次いで「利用する必要がなかった」が17.6%となっています。父親では「利用する必要がなかった」が61.1%と最も高く、次いで「利用したかったが、利用しなかった」が14.8%となっています。職場復帰時に短時間勤務制度を利用しなかった理由については、母親では「短時間勤務にすると給与が減額される」が55.8%と最も高く、次いで「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が51.9%となっています。父親では「短時間勤務にすると給与が減額される」が75.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が50.0%となっています。

図表1-2-43 職場復帰時における
短時間勤務制度の利用状況



図表1-2-44 利用しなかった理由

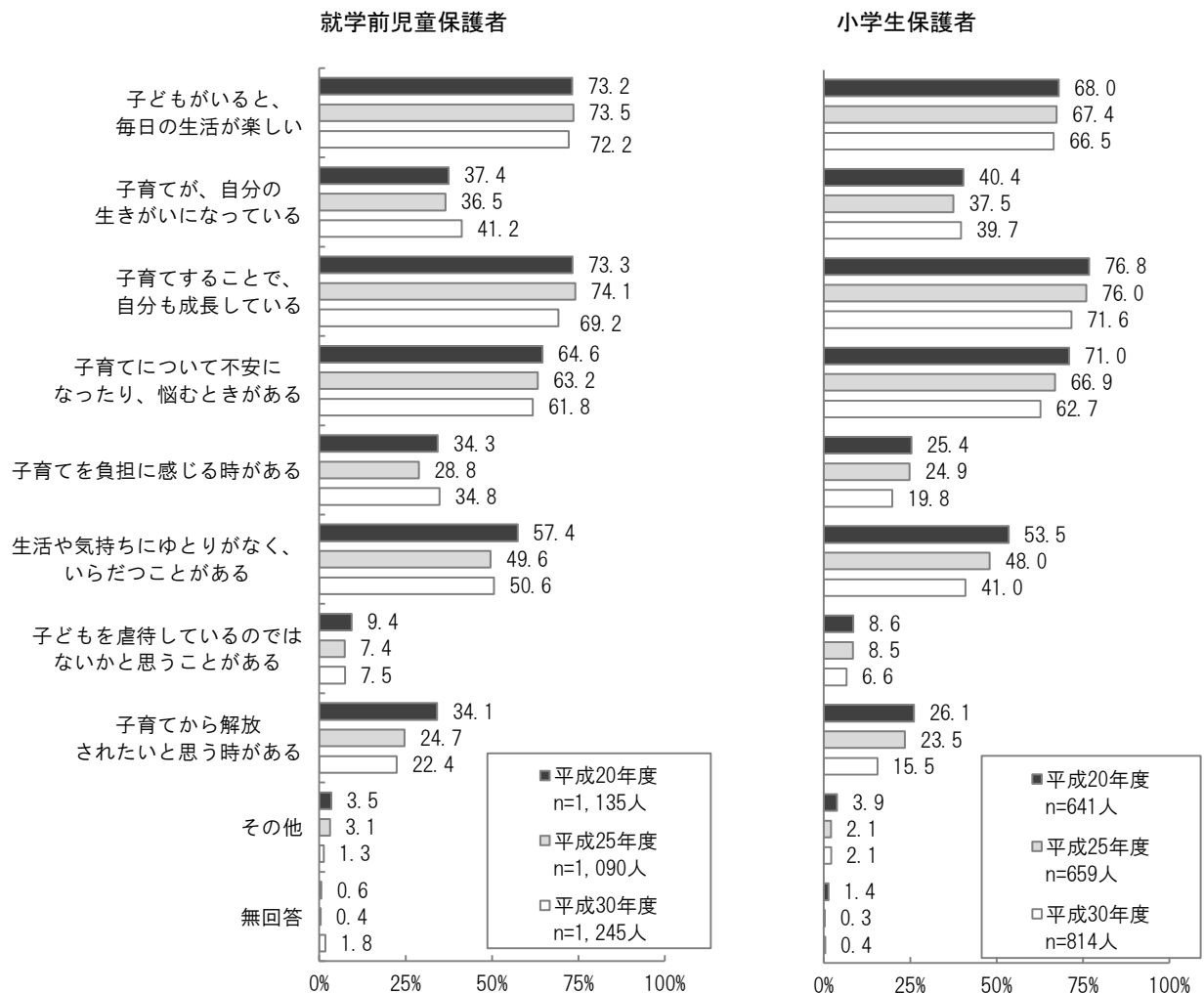




④子育てのゆとりや気持ち（経年変化）

▼ 「子どもがいて、毎日の生活が楽しい」は、就学前・小学生いずれも前回調査とほぼ同じ割合、「生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある」は、就学前では前回とほぼ同じ割合、小学生では7ポイント減少となっています。また、「子育てを負担に感じる」は就学前では6ポイント増加、小学生では5.1ポイント減少となっています。

図表1-2-45 子どもを育てている、あなたの今の気持ち



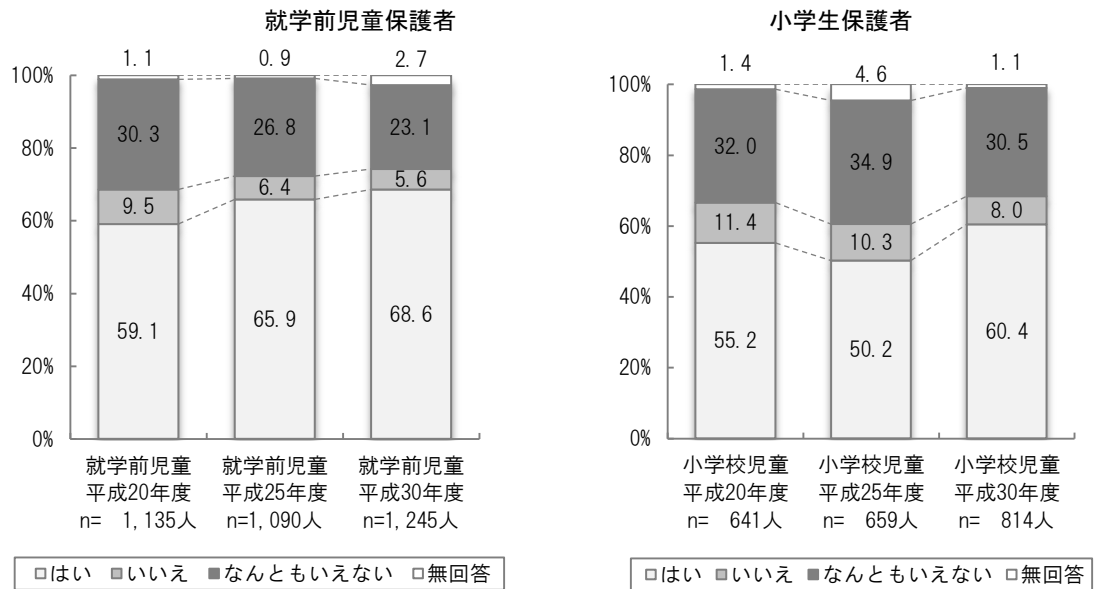
資料：平成20年度は「戸田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定時の調査
平成25年度は「戸田市子ども・子育て支援事業計画」策定時の調査
平成30年度は「子ども・子育て支援ニーズ調査」



⑤ ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無（経年変化）

▼ 平成25年度と比較すると「はい」が、就学前児童保護者では2.7ポイント、小学生保護者では10.2ポイント上昇しています。

図表1-2-46 ゆっくりとした気分でお子さんと過ごせる時間があるか



資料：平成 20 年度は「戸田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定時の調査
 平成 25 年度は「戸田市子ども・子育て支援事業計画」策定時の調査
 平成 30 年度は「子ども・子育て支援ニーズ調査」



(2) 子どもの実態把握調査

本市の子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について現状を正確に把握し、その家庭等が抱えている問題について顕在化させるため、また、これらの調査結果・分析を基に、子どもの貧困対策に係る基礎資料とし、現在、実施している事業も含め、今後進めていくべき施策の明確化を行うために実施しました。

■調査時期と調査方法

調査時期：平成30年10月1日～平成30年10月31日

調査方法：0歳児保護者は郵送方式による配布・回収

小学5年生及び中学2年生の本人・保護者は学校経由による配布・回収

■調査票の配布・回収状況

図表1-2-47 調査票の配布・回収状況

調査種別	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
①0歳児保護者	1,413件	819件	817件	57.8%
②小学5年生児童	1,331件	1,237件	1,231件	92.5%
③小学5年生保護者	1,331件	1,241件	1,236件	92.9%
④中学2年生生徒	1,112件	607件	602件	54.1%
⑤中学2年生保護者	1,112件	609件	605件	54.4%

■調査結果

本調査では、生活につき困難を抱える世帯を、収入のみではなく、経済的困難の経験も含めて把握すべきであると考え、収入と支払困難経験（食料・衣類や公共料金等の支払いが出来なかったこと）の2つの要素に基づき、「生活困難層」を区分しました。

図表1-2-48 生活困難層区分結果

調査種別	全体	生活困難層	中間層	非該当層	判定不能
①0歳児保護者	817件 100.0%	41件 5.0%	191件 23.4%	540件 66.1%	45件 5.5%
②小学5年生児童	1,231件 100.0%	71件 5.8%	248件 20.1%	763件 62.0%	149件 12.1%
③小学5年生保護者	1,236件 100.0%	75件 6.1%	260件 21.0%	793件 64.2%	108件 8.7%
④中学2年生生徒	602件 100.0%	46件 7.6%	117件 19.4%	355件 59.0%	84件 14.0%
⑤中学2年生保護者	605件 100.0%	46件 7.6%	119件 19.7%	370件 61.2%	70件 11.6%



①雇用形態

- ▼ 母親の雇用形態について、生活困難層では「正社員・正規職員」が全体や非該当層よりかなり低く、「パート・アルバイト」が高くなっています。父親については「正社員・正規職員」の全体との差が、母親よりも大きくなっています。

図表1-2-49 母親の雇用形態＜生活困難層（3区分）＞

（単位：％）

		n= (人)	正社員・ 正規職員	パート・ アルバイト	契約社員・ 非正規職員	人材派遣会社 からの派遣社員	自営業・家業	その他の職業	働いていない	無回答
0歳児 保護者	全体	817	34.8	8.8	2.7	1.2	2.9	0.2	48.6	0.7
	生活困難層	41	14.6	31.7	0.0	2.4	4.9	0.0	46.3	0.0
	中間層	191	20.4	14.7	1.0	1.6	3.7	0.0	58.1	0.5
	非該当層	540	42.1	5.4	3.5	0.9	2.4	0.4	45.2	0.2
小5 保護者	全体	1,236	19.6	47.6	3.0	2.8	4.4	1.0	19.5	2.2
	生活困難層	75	12.0	60.0	0.0	0.0	2.7	5.3	12.0	8.0
	中間層	260	14.6	55.4	2.7	2.7	3.8	0.8	18.1	1.9
	非該当層	793	23.0	45.3	3.4	3.2	4.5	0.4	19.3	1.0
中2 保護者	全体	605	18.8	51.7	4.5	2.5	4.5	0.3	14.4	3.3
	生活困難層	46	10.9	73.9	2.2	2.2	0.0	0.0	10.9	0.0
	中間層	119	17.6	56.3	2.5	1.7	5.0	0.8	11.8	4.2
	非該当層	370	21.9	48.9	5.9	2.7	5.4	0.3	13.2	1.6

図表1-2-50 父親の雇用形態＜生活困難層（3区分）＞

（単位：％）

		n= (人)	正社員・ 正規職員	パート・ アルバイト	契約社員・ 非正規職員	人材派遣会社 からの派遣社員	自営業・家業	その他の職業	働いていない	無回答
0歳児 保護者	全体	817	87.0	1.0	1.3	0.2	6.9	0.4	1.0	2.2
	生活困難層	41	48.8	14.6	2.4	0.0	17.1	0.0	7.3	9.8
	中間層	191	84.3	0.5	1.6	0.5	7.9	0.5	1.0	3.7
	非該当層	540	91.1	0.2	1.1	0.2	5.5	0.4	0.6	0.9
小5 保護者	全体	1,236	77.1	0.9	0.7	0.2	11.2	0.9	0.7	8.2
	生活困難層	75	30.7	6.7	1.3	1.3	13.3	2.7	1.3	42.7
	中間層	260	66.5	1.9	1.2	0.4	13.1	1.2	1.5	14.2
	非該当層	793	85.6	0.1	0.5	0.1	10.2	0.8	0.5	2.1
中2 保護者	全体	605	72.1	0.5	0.8	0.0	12.6	1.7	0.8	11.6
	生活困難層	46	30.4	0.0	4.3	0.0	23.9	4.3	2.2	34.8
	中間層	119	57.1	1.7	0.8	0.0	14.3	0.8	2.5	22.7
	非該当層	370	82.7	0.3	0.5	0.0	10.8	1.6	0.3	3.8



②経済的状況

▼ 必要とする食料または衣類が買えなかったことについて、生活困難層では「よくあった」が全体や非該当層よりかなり高くなっています。

図表1-2-51 必要とする食料または衣類が買えなかったこと<生活困難層（3区分）>（単位：％）

		n= (人)	よくあった	ときどきあった	なかった	無回答
0歳児保護者	全体	817	2.2	8.8	87.8	1.2
	生活困難層	41	26.8	29.3	43.9	0.0
	中間層	191	1.6	17.8	80.1	0.5
	非該当層	540	0.6	4.4	94.8	0.2
小5保護者	全体	1,23	2.6	10.8	84.8	1.8
	生活困難層	75	18.7	34.7	45.3	1.3
	中間層	260	2.3	21.2	76.5	0.0
	非該当層	793	1.3	5.9	92.4	0.4
中2保護者	全体	605	2.8	11.6	81.5	4.1
	生活困難層	46	21.7	30.4	47.8	0.0
	中間層	119	2.5	19.3	74.8	3.4
	非該当層	370	0.8	6.8	91.6	0.8

▼ 費用を支払えなかったことについて、生活困難層では「あった」が全体や非該当層よりかなり高くなっています。

図表1-2-52 費用を支払えなかったこと(税金・国民健康保険料)<生活困難層（3区分）>（単位：％）

		n= (人)	あった	なかった	払う必要がない	無回答
0歳児保護者	全体	817	5.5	91.2	1.2	2.1
	生活困難層	41	53.7	46.3	0.0	0.0
	中間層	191	7.3	90.1	1.6	1.0
	非該当層	540	1.5	96.5	1.1	0.9
小5保護者	全体	1,23	6.4	88.3	2.3	3.0
	生活困難層	75	37.3	50.7	4.0	8.0
	中間層	260	9.6	85.8	3.8	0.8
	非該当層	793	2.8	93.3	1.9	2.0
中2保護者	全体	605	7.8	84.3	2.6	5.3
	生活困難層	46	47.8	41.3	8.7	2.2
	中間層	119	9.2	81.5	3.4	5.9
	非該当層	370	3.5	91.9	1.4	3.2



③学習環境

- ▼ 習いごと等にかかる金額について、生活困難層では「1万円未満」が全体や非該当層より高くなっています。

図表1-2-53 習いごと等にかかる金額＜生活困難層（3区分）＞

（単位：％）

		n= (人)	1万円未満	1～2万円未満	2～4万円未満	4～6万円未満	6～8万円未満	8～10万円未満	10～12万円未満	12～14万円未満	14万円以上	無回答
0歳児保護者	全体	817	35.4	7.2	17.1	19.7	9.9	2.8	1.1	0.1	0.1	6.5
	生活困難層	41	36.6	12.2	19.5	14.6	2.4	2.4	0.0	0.0	0.0	12.2
	中間層	191	39.3	9.4	18.8	17.3	5.8	0.5	0.5	0.0	0.0	8.4
	非該当層	540	34.9	6.1	16.2	20.8	12.0	3.7	1.3	0.2	0.2	4.6
小5保護者	全体	1,23	8.1	11.9	26.1	22.4	11.5	8.0	3.7	2.0	2.8	3.5
	生活困難層	75	28.0	14.7	32.0	10.7	5.3	2.7	0.0	1.3	1.3	4.0
	中間層	260	13.1	17.7	31.9	19.6	8.1	5.4	3.1	0.0	0.8	0.4
	非該当層	793	4.7	10.0	24.6	25.6	13.6	9.8	4.0	2.5	3.5	1.6
中2保護者	全体	605	8.8	7.9	22.5	21.7	12.1	8.1	6.1	2.1	4.1	6.6
	生活困難層	46	30.4	10.9	32.6	6.5	4.3	4.3	2.2	0.0	8.7	0.0
	中間層	119	11.8	10.9	28.6	18.5	10.9	5.9	5.0	0.8	1.7	5.9
	非該当層	370	5.1	6.5	21.6	25.7	13.0	9.5	6.5	3.2	4.9	4.1

- ▼ 教育のためのお金の準備について、生活困難層では「まったく準備できていない」が全体や非該当層より高くなっています。

図表1-2-54 教育のためのお金の準備＜生活困難層（3区分）＞

（単位：％）

		n= (人)	十分準備できている	準備を始めている	まったく準備できていない	無回答
0歳児保護者	全体	817	5.4	69.2	24.0	1.5
	生活困難層	41	0.0	41.5	56.1	2.4
	中間層	191	1.6	58.1	37.2	3.1
	非該当層	540	7.4	74.9	17.0	0.7
小5保護者	全体	1,23	9.7	57.1	30.0	3.2
	生活困難層	75	2.7	36.0	57.3	4.0
	中間層	260	3.8	43.5	51.9	0.8
	非該当層	793	12.5	64.4	21.2	1.9
中2保護者	全体	605	8.8	56.0	29.9	5.3
	生活困難層	46	4.3	26.1	67.4	2.2
	中間層	119	0.0	52.1	42.0	5.9
	非該当層	370	12.2	63.5	21.4	3.0



④困難の連鎖

- ▼ 進学希望について、生活困難層では「四年制大学」が全体や非該当層より低くなっています。

図表1-2-55 進学希望＜生活困難層（3区分）＞

（単位：％）

		n= (人)	中学	高校	高等専門学校	短期大学	専門学校	四年制大学	まだわからない	無回答
中2生徒	全体	602	0.0	11.0	1.3	3.7	13.8	36.9	30.1	3.3
	生活困難層	46	0.0	13.0	2.2	8.7	15.2	23.9	37.0	0.0
	中間層	117	0.0	13.7	1.7	3.4	23.9	28.2	28.2	0.9
	非該当層	355	0.0	10.7	1.4	3.4	9.9	41.4	29.0	4.2

- ▼ どの段階までの教育を受けさせたいかについて、生活困難層では「四年制大学またはそれ以上」が全体や非該当層より低くなっています。また、「まだわからない」が全体や非該当層より高くなっています。

図表1-2-56 どの段階までの教育を受けさせたいか＜生活困難層（3区分）＞

（単位：％）

		n= (人)	中学	高校	高等学校 高等専門学校	短大	専門学校	または 四年制大学 それ以上	まだ わからない	その他	無回答
小5保護者	全体	1,236	0.2	6.9	1.0	3.2	5.6	57.8	22.9	0.7	1.7
	生活困難層	75	1.3	13.3	1.3	2.7	9.3	32.0	38.7	0.0	1.3
	中間層	260	0.0	16.9	1.9	4.2	7.7	43.1	25.4	0.4	0.4
	非該当層	793	0.3	3.4	0.5	2.9	4.7	65.3	20.8	1.0	1.1
中2保護者	全体	605	0.0	9.3	0.7	2.8	7.4	55.4	21.3	0.5	2.6
	生活困難層	46	0.0	17.4	2.2	0.0	15.2	30.4	32.6	0.0	2.2
	中間層	119	0.0	11.8	1.7	6.7	11.8	39.5	26.9	0.0	1.7
	非該当層	370	0.0	8.4	0.3	2.2	4.9	65.1	18.1	0.8	0.3



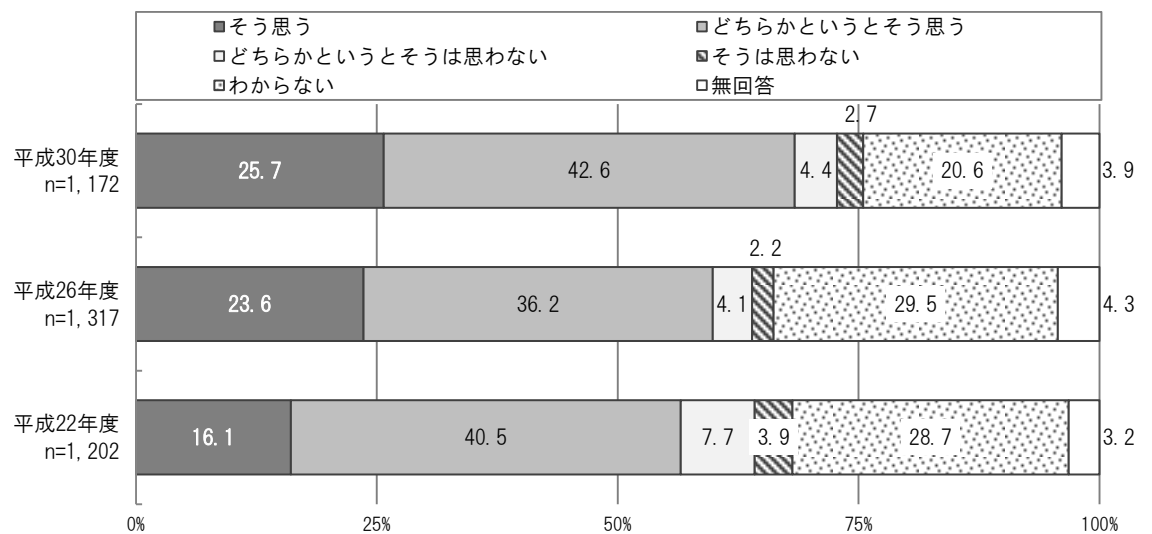
(3) 市民意識調査（抜粋）

平成30年8月に、市民3,000人を対象に市民意識調査を実施しました。

①子育てのしやすさ（経年変化）

▼ 戸田市の子育てのしやすさについては、「そう思う」が25.7%、「どちらかというそう思う」が42.6%と、肯定的な意見が合わせて68.3%と3分の2を超えています。平成26年度調査と比較すると肯定的な意見が8.5ポイント増加しています。

図表1-2-57 子育てのしやすさ

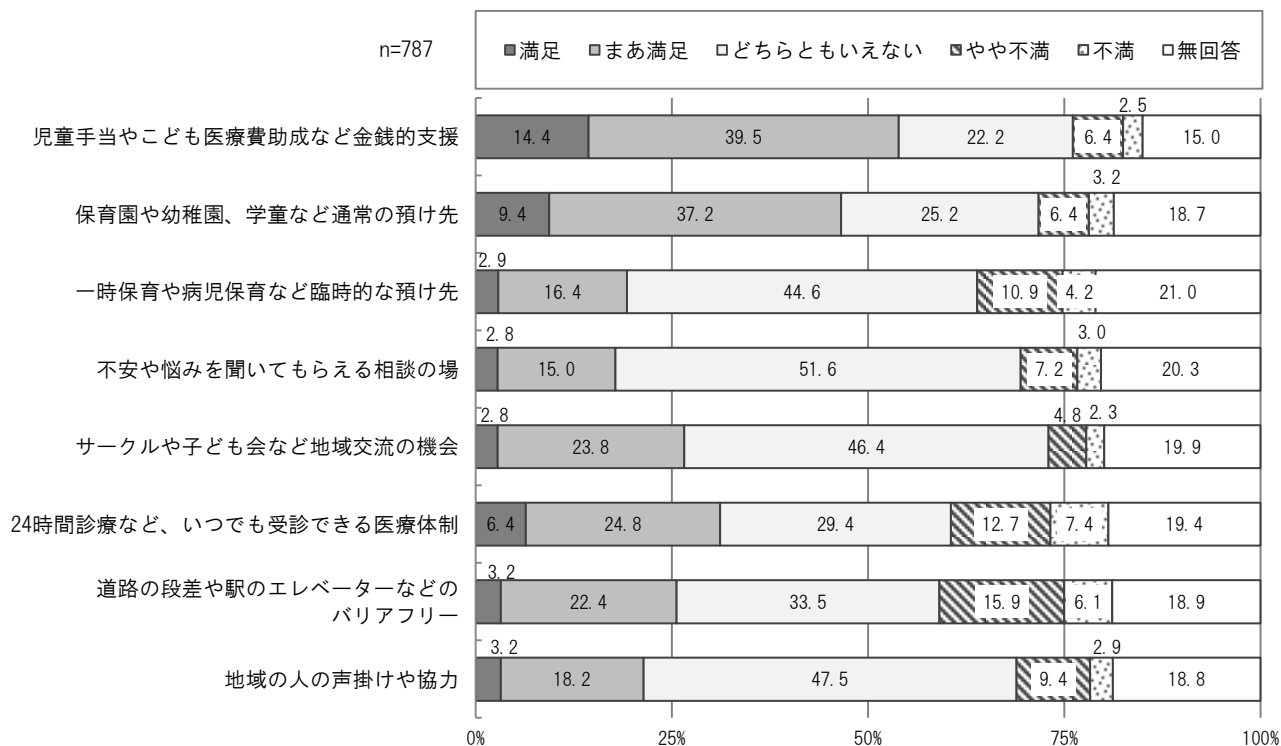




②子育てに関する満足度

▼ 「児童手当やこども医療費助成など金銭的支援」については、「満足」と「まあ満足」を合わせた肯定的な意見が50%を超えています。一方で「一時保育や病児保育など臨時的な預け先」、「不安や悩みを聞いてもらえる相談の場」、「地域の人の声掛けや協力」については、肯定的な意見に関して、20%前後と満足している人の割合が低くなっています。

図表1-2-58 子育てに関する満足度

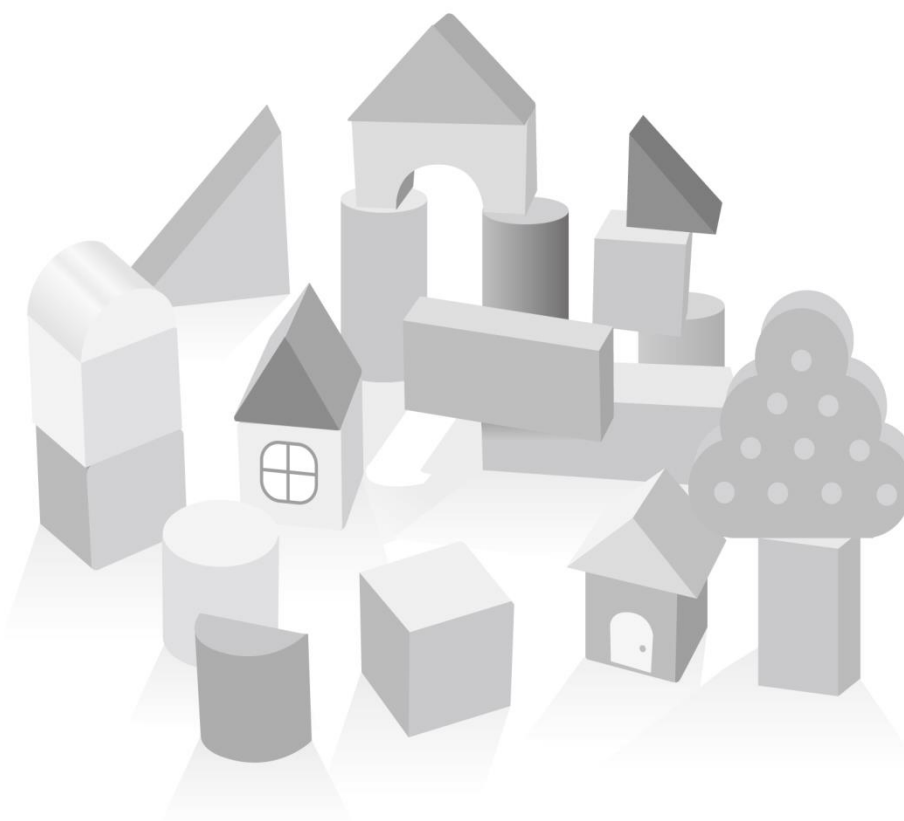




第1部 総論

第3章

計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

本市においては、「戸田市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度（令和元年度））」において、「子ども本位の教育・保育事業」、「多様化する保育ニーズへの対応」、「持続可能なサービス供給体制の確保」、「妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援」の4つを主要課題として掲げ、取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く社会環境の変化への対策は必要であり、本市においても都市化、核家族化の進行に伴い、引き続き待機児童問題をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に対する取り組みが必要な状況です。

これらを踏まえ、本計画は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期を定め、市民のニーズに応えていくための施策を推進するものとし、さらにこれまで取り組みを進めてきた「戸田市子ども・子育て支援事業計画」及び「戸田市次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方等を継承し、総合的な子ども・子育て支援を推進する計画とします。

2 子どもの人権・権利の尊重

子どもは、大人と同じ独立した人格を持ち、権利が保障される存在であり、子ども一人ひとりの人権を尊重するという共通認識の確立が必要です。

しかしながら、わが国においては、いじめ、体罰、不登校、児童虐待など、子どもの人権問題が大きな社会問題となっています。

子どもの人権については、貧困や飢え、戦争などで苦しんでいる子どもたちが世界中に多数いる現実をふまえ、平成元年11月20日に開催された第44回国連総会において、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国においても、平成6年4月22日にこの条約を批准し、子どもの人権問題の解決に積極的に取り組んでいます。

しかし、その子どもの権利の侵害である児童虐待やいじめについては、重篤な事件が後を絶たない状況です。

これらの状況を踏まえ、本市においては、関係機関との連携強化による総合的な児童虐待防止対策や、平成29年8月に改定した「戸田市いじめ防止基本方針」に基づき、総合的かつ効果的ないじめ対策に取り組んでいきます。



子どもが輝くまち とだ

～子どもとおとなでつくる確かな次代～



3 第二期計画に向けた主要課題

(1) 第一期計画の振り返り

第一期計画においては、子ども・子育て支援の主要課題として、以下の事例を挙げました。

主要課題	取り組み
(1) 子ども本位の教育・保育事業	①すべての子どもに対する質の高い教育・保育の事業の提供 ②教育・保育を一体的に担う人材の確保・育成 ③発達障がいを含む特別支援の充実

- ①公立・民間保育施設等を対象とした各種研修の実施（年20回）
②とだの保育創造プロジェクト会議において保育人材の確保・定着化・質の向上を協議し、協働で取り組みを実践
③統合保育実施園の拡大（7園増）や特別支援研修の実施（毎年1回）

主要課題	取り組み
(2) 多様化する保育ニーズへの対応	①保育の必要性認定要件の緩和等への対応 ②乳児を中心とする潜在的保育ニーズへの対応

- ①病児・病後児保育や一時預かり事業の要件緩和
幼稚園の預かり保育への市独自補助の実施
②保育ニーズに沿った施設選択の支援のために保育コンシェルジュを配置

主要課題	取り組み
(3) 持続可能なサービス供給体制の確保	①将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備 ②教育・保育提供区域ごとのサービス

- ①保育所新設による定員拡大（H27 2,706人⇒H30 3,795人）
②区域ごとの需要に見合ったサービスの提供（▼私有地を活用した民間保育園の誘致20園、▼定期保育事業による1歳児の受け入れ人数の拡大）

主要課題	取り組み
(4) 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援	①働く保護者が子どもと向き合える環境づくり ②育児疲れなどに起因する児童虐待の防止 ③子どもの育ちにに応じたきめ細かな情報提供 ④小学校への円滑な接続

- ①、③地域子ども・子育て支援事業（13事業）を推進。
②要保護児童対策地域協議会を中心とした各関係機関の連携を強化。
④区域ごとの需要に応じた学童保育施設の増設（10カ所）を含む定員拡大（H27 1,517人⇒H30 1,934人）



(2) 第二期計画における主要課題

本市の現状や第一期の振り返り等を踏まえ、第二期計画においては以下の主要課題が挙げられます。

1 子育て支援の充実

心理的、経済的な問題により、子どもを産み育てることへの不安を抱えている状況を解消し、本市で子育てをするすべての家庭が、安心して楽しく子育てができることを実感できる環境を整備します。

各部局において実施している子育て支援関連施策における連携体制、児童虐待の防止へ向けた相談支援体制及び専門性の強化が今後の課題となっています。

2 乳幼児期の教育・保育の充実

市民の多様な教育・保育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保しつつ、保育所保育指針の改定趣旨を踏まえた多面的な保育を推進し、量から質への転換を図ります。

また、幼保小の連携を強化し、幼児教育の充実を図ります。

乳幼児期から小学校までの切れ目のない支援を、関係機関と地域が連携して実施する体制の構築が課題となっています。

3 児童・青少年の育成環境の充実

児童・青少年が健全に成長できる環境を確保するために、家庭・地域・学校・行政が一体となり、安全・安心に過ごせる居場所や活動環境の充実を図ります。

放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、活動環境の充実を図るためには、家庭・地域・学校・行政が各役割のもとに相互に連携していく必要があり、施設整備やボランティアスタッフ・職員等の人材確保、体験学習・異年齢交流の場の確保・提供、地域で活動する人材への支援が課題となっています。



第2部 各論

第1章

子ども・子育て支援事業の充実





1 子ども・子育て支援制度

(1) 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度から本格的に施行されました。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ども・子育て支援の強化」です。

◆子ども・子育て関連3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化並びに学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- ⑤社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- ⑥政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- ⑧施行時期
 - ・平成27年4月に本格施行

※内閣府資料を基に作成



(2) 子ども・子育て支援給付

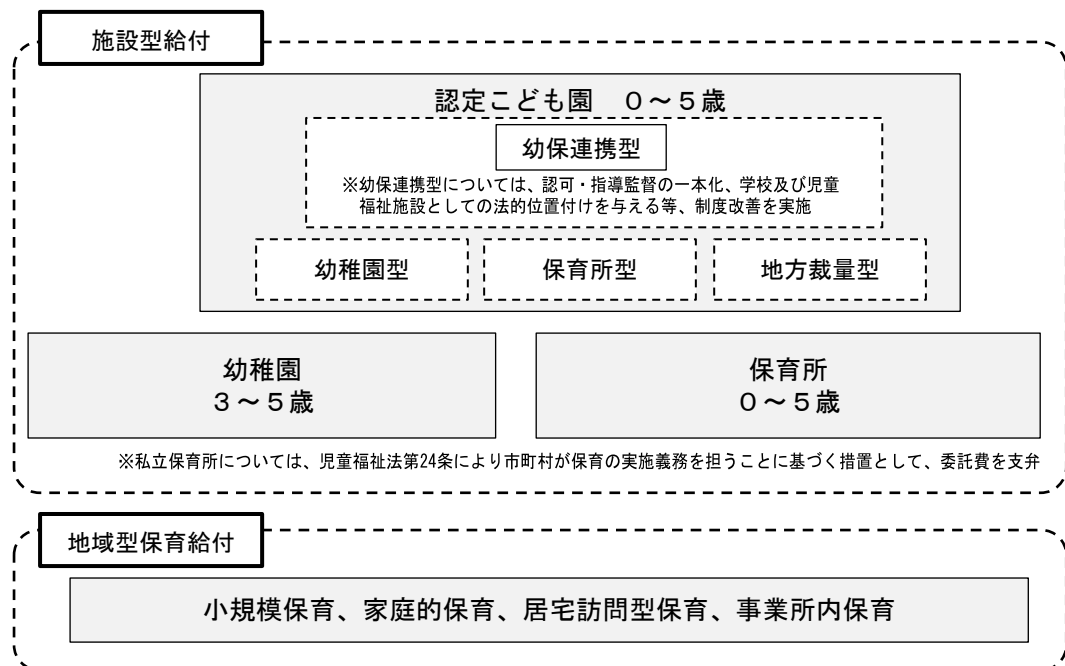
① 子どものための教育・保育給付

【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、給付対象の認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受けるしくみ（法定代理受領）となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

図表2-1-1 子どものための教育・保育給付



※内閣府資料を基に作成

■地域型保育事業

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

図表2-1-2 地域型保育事業

認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業所内 保育 事業主体：事業者等
	6人以上 5人以下 1人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (子どもの居宅及び事業所内保育を行う 場所を除きます。)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

※内閣府資料を基に作成

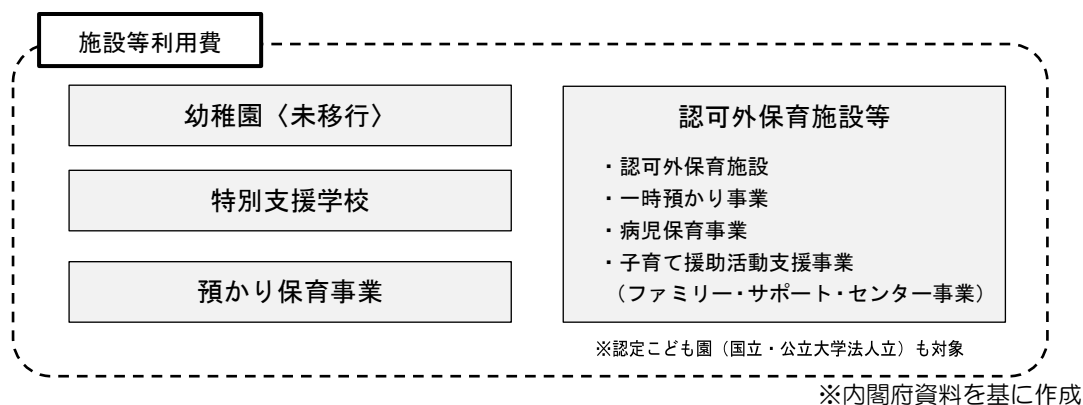


② 子育てのための施設等利用給付

【幼稚園〈未移行〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援】

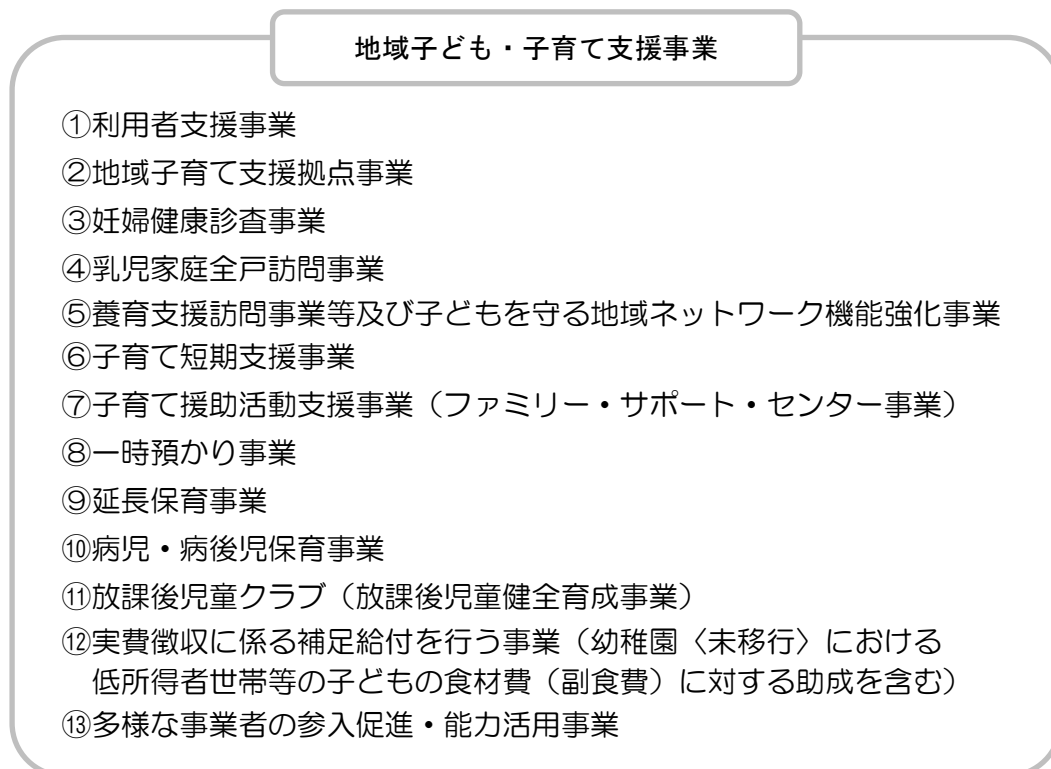
令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

図表2-1-3 子育てのための施設等利用給付



（３）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 の事業が定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて必要なサービスを整備します。





(4) 仕事・子育て両立支援事業

【仕事と子育ての両立支援】

平成28年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

■企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成します。

(5) 子どもの認定区分

子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

これに対し、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

① 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの （第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	<u>満3歳未満</u> の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定
※内閣府資料を基に作成



保育の必要性の認定（2号及び3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては、以下の点を考慮して行われます。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区 分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （現行の11時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （本市では、下限時間を64時間以上と設定）

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

② 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	支給に係る施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども・3号認定子ども以外のもの</u> （第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等
2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> （第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は3号、年少児からは2号）
3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u> （第30条の4第3号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで3号、3歳児からは2号）

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定
※内閣府資料を基に作成



（６）幼児教育・保育の無償化について

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。

図表2-1-4 幼児教育・保育の無償化の主な例



注1：幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

注2：認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

注3：例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。

※内閣府資料を基に作成

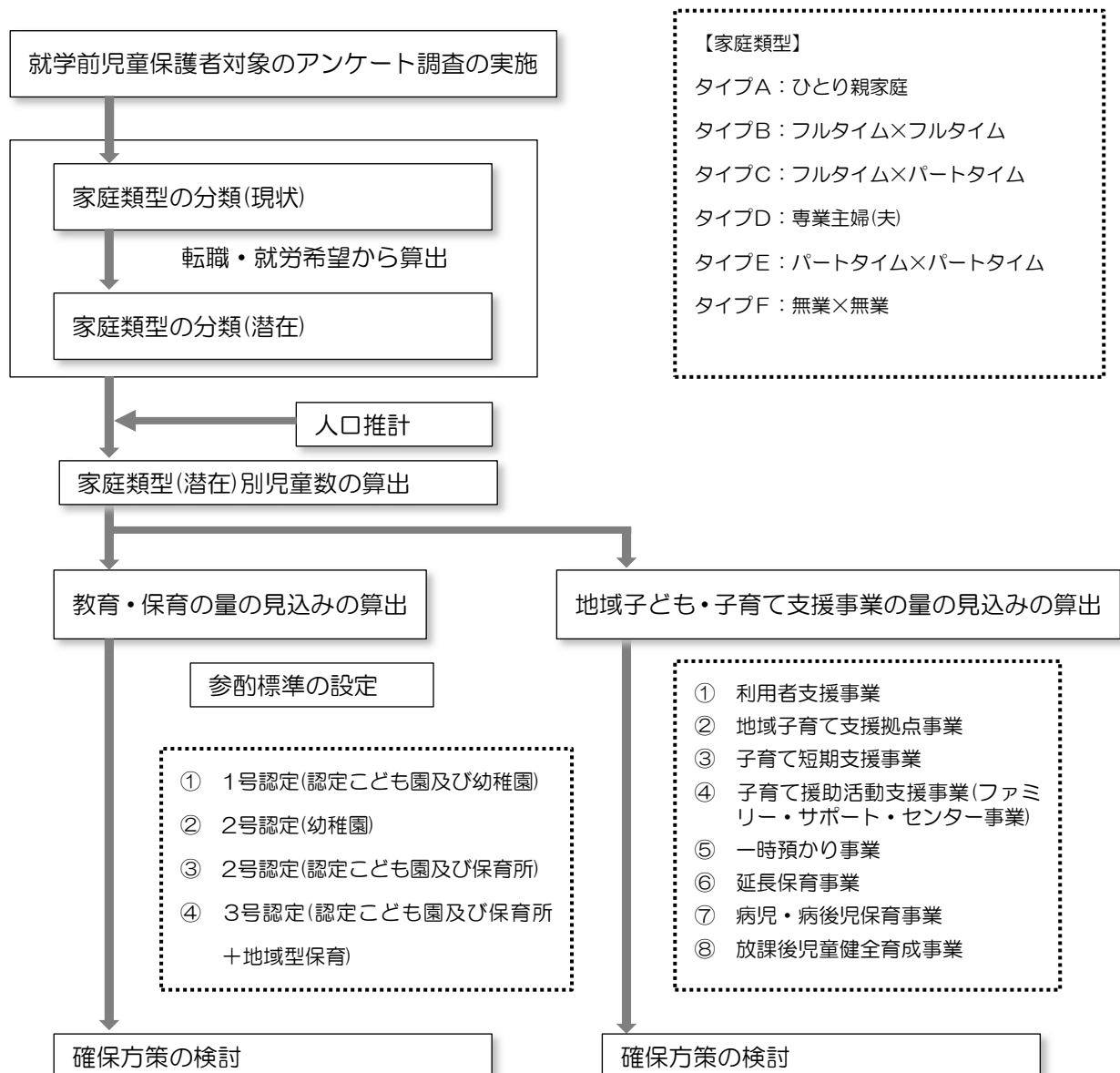


(7) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

①推計の手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量算出に当たっては、就学前児童の保護者を対象者としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に従い、本市の地域特性を勘案して算出しました。

図表2-1-5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み量算出の手順





(8) 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市全体を1区域と設定します。

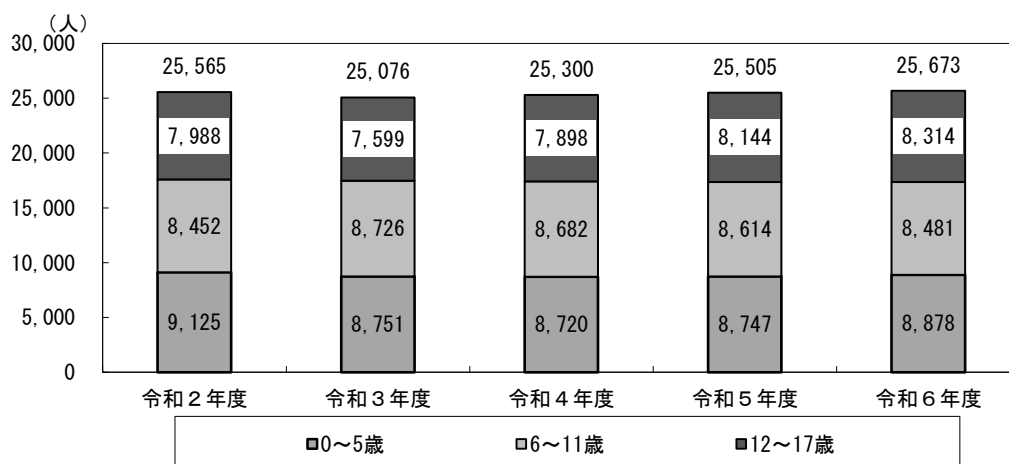
(9) 計画期間の児童人口推計

図表2-1-6 計画期間における年齢各歳別人口

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
1歳	1,572	1,514	1,504	1,499	1,494
2歳	1,390	1,497	1,495	1,484	1,480
3歳	1,480	1,324	1,477	1,476	1,466
4歳	1,527	1,410	1,306	1,458	1,457
5歳	1,567	1,483	1,420	1,317	1,471
6歳	1,434	1,591	1,473	1,412	1,309
7歳	1,469	1,457	1,582	1,467	1,404
8歳	1,392	1,495	1,449	1,574	1,458
9歳	1,422	1,417	1,487	1,440	1,565
10歳	1,400	1,352	1,318	1,383	1,341
11歳	1,335	1,414	1,373	1,338	1,404
12歳	1,402	1,347	1,435	1,395	1,360
13歳	1,325	1,415	1,369	1,458	1,416
14歳	1,267	1,336	1,437	1,391	1,481
15歳	1,242	1,126	1,201	1,299	1,263
16歳	1,313	1,154	1,212	1,294	1,399
17歳	1,439	1,221	1,244	1,307	1,395
合計	25,565	25,076	25,300	25,505	25,673

※戸田市総合振興計画策定に向けた人口推計より。





2 幼児期の教育・保育施設の整備

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

(1) 1号認定（満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども）

単位：人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,462	2,492	2,298	2,290	2,316	2,394
②確保提供量	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
特定教育・保育施設	0	10	10	10	10	10
確認を受けない幼稚園	2,920	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910
②－①	458	428	622	630	604	526

(2) 2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,811	1,829	1,686	1,681	1,700	1,757
幼児期の学校教育の利用希望が強い	—	—	—	—	—	—
上記以外	1,811	1,829	1,686	1,681	1,700	1,757
②確保提供量	1,938	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
特定教育・保育施設	1,937	2,113	2,113	2,113	2,113	2,113
認可外保育施設	1	1	1	1	1	1
②－①	127	285	428	433	414	357

(3) 3号認定（0歳児）

単位：人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	291	330	316	315	314	314
②確保提供量	336	364	364	364	364	364
特定教育・保育施設	274	310	310	310	310	310
地域型保育事業	60	49	49	49	49	49
認可外保育施設	2	5	5	5	5	5
②－①	45	34	48	49	50	50



(4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,431	1,386	1,409	1,403	1,396	1,391
②確保提供量	1,210	1,386	1,409	1,403	1,396	1,391
特定教育・保育施設	1,037	1,195	1,218	1,212	1,205	1,200
地域型保育事業	171	182	182	182	182	182
認可外保育施設	2	9	9	9	9	9
②－①	▲221	0	0	0	0	0

(5) 3号認定（0～2歳児）の保育利用率

単位：人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳推計児童数	4,310	4,551	4,534	4,517	4,496	4,484
3号認定量の見込み	1,722	1,716	1,725	1,718	1,710	1,705
保育利用率（％）	40.0	37.7	38.0	38.0	38.0	38.0

【幼児期の教育・保育施設の整備に関する確保の内容】

■ 1号認定（幼稚園等で教育を希望する場合）について

- ・新制度に移行しない幼稚園のほか、移行した場合の幼稚園、認定こども園における教育利用希望者も含め、受け入れ可能人数を設定します。
- ・既存の市内私立幼稚園全10園における定員総数が、5年間の量の見込数を上回る状況から、当該施設全体の定員数に変更がなければ、量の見込分は確保できることとなります。

■ 2号・3号認定（保育の必要な事由に該当し、保育所等で保育を希望する場合）について

- ・入所申込状況等により、随時確保策の見直しを検討し、令和6年度までの5年間で、量の見込分が受け入れ可能となるよう、既存施設の定員の見直し等の実施により調整を図ります。
- ・既存の幼稚園について、長時間の預かり保育の充実化を促進し、小規模保育の連携先施設の確保に努めるとともに、多様化する保護者の就労形態や保育需要に対応していきます。
- ・既存の認可外保育施設について、新制度の基準に合致した保育所等への移行を促進し、保育の質を高めます。



3 地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業について、計画年度の利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。 【基本型・特定型】 子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。 【母子保健型】 保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。
(3) 確保方策の考え方	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業についての専門知識を有する職員の配置を推進していきます。

② 確保提供量

単位：か所

項 目		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 提供量	基本型・ 特定型	2	2	2	2	2	2
	母子保健型	1	1	1	1	1	1



(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場、わんぱくタイム
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報交換などを行う。市内に、子育て支援センター11か所、親子ふれあい広場7か所、戸田公園駅前子育て広場1か所、出張広場2か所、さんさん広場、わんぱくタイムの計23か所を設置。
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査及び利用実績をもとに量の見込みを算出。 設置数及び開室日数から提供は可能ですが、今後も事業の周知を図りながら、利用状況等をみて、より利用しやすい事業となるよう検討していきます。

② 確保提供量

単位：延べ利用人数／年

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	101,593	108,584	104,922	101,531	98,332	95,492
②確保提供量	101,593	108,584	104,922	101,531	98,332	95,492
②－①	0	0	0	0	0	0



(3) 妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査事業
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施。 母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の助成券（14 回分）を配布する。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数から量の見込みを算出。 妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査を推進していきます。

② 確保提供量

単位：人

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,432	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
②確保提供量	1,432	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
②－①	0	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を看護職が家庭訪問し、赤ちゃんの体重測定・育児相談・お母さんの体の相談・母子保健サービスや予防接種の案内を行う。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数から量の見込みを算出。 事業及び「お誕生連絡票」、「出生連絡票」の提出について周知を図りながら、すべての家庭に訪問できるよう努めます。

② 確保提供量

単位：人

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,363	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
②確保提供量	1,363	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
②－①	0	0	0	0	0	0



(5) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問等で把握された特に支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な助言指導及び育児・家事援助を行う。
(3) 確保方策の考え方	過年度実績から量の見込みを算出。 乳児家庭全戸訪問等との連携を図りながら、該当家庭に対して、必要な訪問支援、家事支援を実施します。

② 確保提供量

単位：人

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保提供量	2	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	①ショートステイ事業 ②トワイライトステイ事業
(2) 事業の概要	①保護者の疾病等、家庭において一時的に子どもの養育が困難になった場合に施設で子どもを預かる（宿泊を伴う）。 乳児院2か所、児童福祉施設1か所で実施。 ②保護者が就業等で帰宅が遅くなり、子どもの夜間の養育が困難な場合に施設で子どもを預かる。 児童福祉施設1か所で実施。
(3) 確保方策の考え方	①過年度実績から量の見込みを算出。 契約施設3か所の定員で提供可能です。 ②過年度実績から量の見込みを算出。 契約施設1か所の定員で提供可能です。



② 確保提供量

【ショートステイ事業】

単位：延べ利用人数／年

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	128	75	75	75	75	75
②確保提供量	128	252	252	252	252	252
②－①	0	177	177	177	177	177

【トワイライトステイ事業】

単位：延べ利用人数／年

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	282	359	359	359	359	359
②確保提供量	282	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②－①	0	2,041	2,041	2,041	2,041	2,041

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	小学生までの児童の預かり他、育児の援助を行いたい人と受けたい人がそれぞれ会員となり、会員が希望する相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
(3) 確保方策の考え方	利用実績から量の見込みを算出。事業の周知を図りながら、協力会員の増加を図り、必要な援助活動が行われるように努めます。

② 確保提供量

単位：延べ利用人数／年

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,771	2,878	3,021	3,207	3,394	3,581
②確保提供量	2,771	2,878	3,021	3,207	3,394	3,581
②－①	0	0	0	0	0	0



(8) 一時預かり事業

8-1 【一時預かり事業（幼稚園型）】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園型）
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業。園により預かり保育の実施日、時間などの状況は異なる。
(3) 確保方策の考え方	一時預かり実施幼稚園の利用実績から量の見込みを算出。在園児については提供可能。未実施園での事業について検討します。

② 確保提供量

単位：延べ利用人数／年

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	28,916	29,156	26,887	26,793	27,097	28,010
②確保提供量	28,916	29,156	26,887	26,793	27,097	28,010
②－①	0	0	0	0	0	0

8-2 【一時預かり事業（幼稚園型を除く）】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園型を除く）
(2) 事業の概要	- 一時保育事業 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。 - 戸田公園駅前子育て広場一時預かり 利用理由を問わず、1日6時間を上限として1時間単位で児童を預かる事業。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。利用状況をみながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

② 確保提供量

【一時保育事業】

単位：延べ利用人数／年

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	13,415	13,395	12,812	12,766	12,828	13,082
②確保提供量	13,415	30,156	30,156	30,156	30,156	30,156
②－①	0	16,761	17,344	17,390	17,328	17,074



【戸田公園駅前子育て広場一時預かり】

単位：延べ利用人数／年

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保提供量	647	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間11時間を超えて保育を行う。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。必要とする利用者について、適正に実施していきます。

② 確保提供量

単位：延べ利用人数／年

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	902	922	887	884	887	900
②確保提供量	902	3,793	3,793	3,793	3,793	3,793
②－①	0	2,871	2,906	2,909	2,906	2,893

(10) 病児・病後児保育事業（病児保育事業）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を一時的に保育する事業。市内に3か所設置。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。利用状況を見ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

② 確保提供量

単位：延べ利用人数／年

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	456	475	472	470	469	469
②確保提供量	456	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
②－①	0	2,405	2,408	2,410	2,411	2,411



(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育室事業）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	学童保育室事業
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により保育が困難な家庭に、放課後児童を預かる事業。 公立 22 か所、定員 1,189 人。
(3) 確保方策の考え方	利用率等をもとに量の見込みを算出。民間学童保育室の設置等により定員拡大を図ります（確保提供量は公立・民間の合計値）。

② 確保提供量

単位：人

項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,374	1,939	2,026	2,019	1,985	1,911
低学年	1,171	1,495	1,582	1,567	1,538	1,441
高学年	203	444	444	452	447	470
②確保提供量	1,374	2,067	2,174	2,174	2,174	2,199
②－①	0	128	148	155	189	288

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に係る補足給付事業
(2) 事業の概要	保育料は、国が定める公定価格を基に、市が条例により利用者負担額を設定するが、施設によっては、それ以外に実費徴収（教材費、行事参加費等）を行う場合がある。 実費徴収があった場合、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため補助を実施する。
(3) 確保方策の考え方	国が設定する基準をもとに助成を実施します。



(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

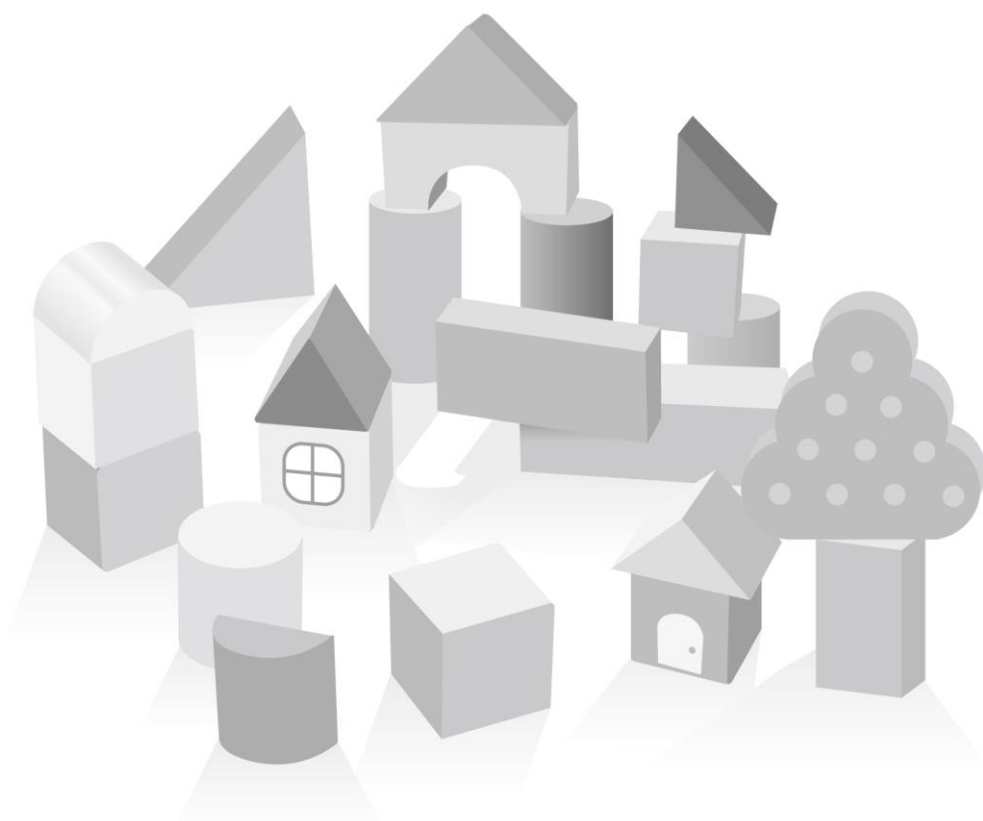
(1) 本市における事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的、継続的かつ円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進する事業。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）などを行う。
(3) 確保方策の考え方	新規事業者が円滑に事業を実施できるよう必要に応じて支援を行います。



第2部 各論

第2章

子ども・子育て支援関連施策の推進





1 就学前における教育・保育事業の充実

ニーズや選択に応じた教育・保育の一体的提供や地域子ども・子育て支援事業の充実など、多様で総合的な子育て支援を進めるため、それらの推進に関する体制の確保を図ります。

また、子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法等について検討を行います。

（１）認定こども園の普及についての基本的な考え方

教育・保育の一体的提供が可能な認定こども園の普及のため、国では、認可・認定手続きの簡素化など、新たな設置や移行がしやすい制度としています。

本市においても、多様化する利用者ニーズや幼稚園、保育所等の事業者の意向、施設・設備要件の状況などを総合的に勘案しつつ、認定こども園の普及に関して検討します。

（２）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

子どもの健やかな育ちを保障するため、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠なことから、合同研修の開催などによる職員の資質向上や連携体制の構築を図りながら、人材の確保や育成に向けた支援の充実に取り組みます。

（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子ども・子育て支援を実施することが求められていることから、すべての子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行うため、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期の教育・保育の一体的提供や、地域の子ども・子育て支援事業の質・量にわたる充実に取り組みます。

（４）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育施設と３歳児未満の保育を提供する小規模保育施設等の地域型保育事業が相互に補完することにより、教育・保育の量の確保と質の充実が図られることから、地域型保育事業を利用した子どもが、満３歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業の情報共有と連携支援を図ります。



（５）幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校が共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、共通点について理解を深め共有することが重要なことから、児童の交流や意見交換、情報交換などの連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

（６）外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、両親が国際結婚の幼児や外国人幼児などのいわゆる外国につながる幼児の保育需要の増加が見込まれる中、本市においても、外国人の在住状況や出身地域等を十分踏まえ、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を安心して利用できるよう、事業の利用に関する支援の在り方を検討します。

市民の声

- ◆発達がゆっくりな子の小・中学校選びについて、早めに一度説明会や相談をお願いしたいです。個別ではなく概要などを青少年中の親対象にやっていただけると、今後が見通せて親として安心です。
- ◆子育て支援センターの先生に相談したり、子育てのセミナーに参加したりして、不安だらけだった育児を楽しめるようになってきました。本当に感謝しています。





2 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の充実

子育て家庭が、子育て支援サービスや教育・保育施設等を円滑に利用できる環境づくりに取り組みます。

(1) 子育てに関する情報提供の充実

必要な人に、必要な情報が提供できるよう、多様な媒体・機会を活用して、子ども・子育てに関する情報を提供します。

事業名	事業内容	担当課
子育て支援情報の提供	市広報・ホームページ、SNS、PR紙などによる子育て関連情報案内の充実	こども家庭課 保育幼稚園室 児童青少年課

(2) 子育て相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう、専門的なものから気軽に利用できる身近な相談窓口まで、多様で利用しやすい相談体制の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
こども家庭相談事業	子育ての悩み、育児不安など児童に関する相談を実施。家庭訪問相談の体制の整備を図るとともに、関係機関との連携を密にし、要支援家庭への相談・支援機能の強化・充実	こども家庭課
地域での相談事業	家庭児童相談員等を派遣し、児童センター等で相談を実施	こども家庭課
子どもに関する相談	子どもの発達や育児相談等の各種相談を実施。関係機関との連携により、迅速に対応できる体制の整備	福祉保健センター
保育所の育児相談事業	保育所の保育士による相談の実施、相談事業の周知	保育幼稚園室
地域子育て支援拠点事業	育児不安についての相談を始め、講演会、子育てサークルの育成・支援及び親同士の交流の機会の場の提供	こども家庭課 保育幼稚園室 児童青少年課
保育コンシェルジュ事業	教育・保育サービスに関する相談を実施。情報の提供や利用の支援を図るとともに、保育士等からの相談も併せて実施	保育幼稚園室





（３）多様なニーズに対応した保育の拡充

保育需要が高い０歳児、１歳児など低年齢児の受入枠の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの提供に努めます。

事業名	事業内容	担当課
既設保育所の定員拡充	保育所待機児童数の状況により入所円滑化事業の対応	保育幼稚園室
低年齢児（０歳～２歳児）保育	低年齢児（０歳～２歳児）の定員拡充	保育幼稚園室
延長保育事業	延長保育受入児童数の拡大	保育幼稚園室
休日保育事業	日曜、祝日の保護者の勤務等による保育ニーズへの対応	保育幼稚園室
病児・病後児保育事業	満１２歳に達した日以後の最初の３月３１日までの児童で病気又は病気回復期のため、安静の確保に配慮が必要で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭保育が困難な時期、児童を専門施設で一時的に保育	保育幼稚園室
一時預かり事業 （保育所型、地域密着型）	一時保育（緊急、非定型、リフレッシュ）の需要増加に対応するため、実施箇所の拡大	保育幼稚園室 こども家庭課

（４）保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう、子どもの視点に配慮した保育の質の向上を図ります。

事業名	事業内容	担当課
地域に開かれた保育所運営	保育所において、保護者等からの苦情に対し、開かれた解決の仕組みを整備するため、第三者委員会を設置	保育幼稚園室
保育所でのボランティア事業	高齢者や学生等のボランティア活動により、園児の保育を支援	保育幼稚園室



(5) 市民・民間企業等との連携

民間法人などの保育事業への参入を促進するとともに、家庭保育室などの認可外保育施設に対して、良好な保育環境の整備に向けて指導・監督及び支援を推進します。また、地域での子育て支援であるファミリー・サポート・センターや子育て支援員の活動の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
民間保育サービスへの支援	私立認可保育所への支援の充実、家庭保育室など認可外保育施設への指導・支援の充実、公立保育園の運営の民営化（公設民営方式）の検討	保育幼稚園室
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人が会員となって行う育児の相互援助活動	こども家庭課
子育て支援員の活用	市で認定した子育て支援員が市内の保育施設やイベントの託児等で活動するための活動先の案内・マッチング	こども家庭課 保育幼稚園室 児童青少年課

市民の声

- ◆もっと気軽に子どもを預けられるサポートが欲しいです。
- ◆日々の生活の中で子どもへの関わり方を心の発達の専門家へ気軽に相談できる場がもっと増えると良いです。乳児期は子育て支援センターに訪れた際に相談できるが、4歳になるとなかなか機会もなくなってしまいます。
- ◆自分が病院を受診したい時など子どもを預かってくれる場所が増えると良いです。





3 母子保健の推進

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠・出産・その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性について必要なニーズに合わせた支援や情報提供など、数値目標の設定及び施策の明示、それらの進捗状況の評価等総合的な母子保健の実施に取り組んでいきます。

(1) 妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康管理を支援するために、妊婦全員に面接を実施し、健康についての相談、知識の普及や情報の提供に努めます。また、妊娠を望む女性や家族が、不妊の不安を解消し、治療費助成などの制度を活用できるよう支援します。

目標指標※	現状値	目標値
マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	90.8%	95%
妊娠中の喫煙率	2.2%	0%
妊娠中の飲酒率	1.2%	0%
乳児家庭全戸訪問の割合	95.5%	98%

※目標値は健やか親子21に示された目標値をもとに設定したものです。

事業名	事業内容	担当課
妊婦健康診査	医療機関委託で実施	福祉保健課
妊婦健康教育	妊娠・出産・育児に関する知識の普及と主体的に妊娠・出産に取り組めるための教室等の実施	福祉保健課
妊婦保健指導	電話・面接・訪問等による妊娠中から産後の育児まで必要な支援の提供	福祉保健課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	産婦と赤ちゃんの健康の確認と子育て支援のために、看護職による家庭訪問を実施	福祉保健課
不妊治療費等の助成	県が実施する不妊相談の周知、不妊検査・不育症検査費、不妊治療費の助成	福祉保健課
産前産後支援ヘルプサービス	妊産婦のいる家庭に家事・育児を支援するヘルパーを派遣	こども家庭課

市民の声

- ◆土日でも相談できる施設や病院があると良いです。
- ◆産前産後支援ヘルプサービスのような制度を1歳以降も使えれば良いと思います。





(2) 乳幼児の支援

① 疾病予防

各年齢の健康面や発育発達の状況の確認、養育面での問題を早期に発見し、早期の治療や支援につなげていくため、健康診査や未受診児対応を実施します。また、適切な時期に予防接種を受け、疾病の予防ができるよう情報提供を行います。

目標指標※	現状値	目標値
乳幼児健診受診率（4か月・1歳8か月・3歳6か月）	96.6%	98%
育児について相談相手のいる母親の割合	93.9%	98%
1歳8か月児健診までの予防接種完了率（四種混合）	99.5%	100%
1歳8か月児健診までの予防接種完了率（麻しん・風しん）	97.2%	100%

※目標値は健やか親子21に示された目標値をもとに設定したものです。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健診	疾病の早期発見、発達の促進、育児支援などを目的に、4か月児・1歳8か月児・3歳6か月児健診などを実施	福祉保健センター
予防接種事業	四種混合・麻しん、風しんなどの定期予防接種の実施。予防接種スケジュール管理システムなどによる接種勧奨。	福祉保健センター

② 乳幼児健康相談・支援の充実

親が子育てに関する情報を積極的に入手でき、子育てに悩んだとき相談できるよう、気軽な相談から専門的な相談まで、多様な相談場所の整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児保健指導	乳幼児の健康、子育てなどについて、電話相談専用ダイヤルを周知し、電話相談を実施	福祉保健センター
発達相談	発達の問題について、専門職による診断や相談の実施	福祉保健センター

市民の声

- ◆冬のインフルエンザ予防接種を学校、幼稚園で接種出来るようにして欲しいです。小学生になると帰りが遅くなるのと習い事もあり、病院に行くのが難しくなるので学校で打てると非常に助かります。
- ◆今受けている子どもの病気や病院の相談では、本当に助けていただいています。





③「食育」の推進

心身の健康の基礎として、乳幼児期から安定した生活リズムの中で適切な食事のとりかたや望ましい食習慣を定着させ、食を通じた豊かな人間性を育むための取り組みを進めます。

目標指標※	現状値	目標値
出産後1か月時も母乳育児の割合	40.0%	50%
朝食を欠食する3歳児の割合	0.1%	0%

※目標値は健やか親子21に示された目標値をもとに設定したものです。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児栄養相談	管理栄養士等による栄養や食生活の相談を実施	福祉保健課
離乳食学級	離乳食の前期は4か月児健診時に講話、後期は離乳食の進め方や作り方を学級として実施	福祉保健課
保育所幼児組の完全給食	家庭の負担軽減を図るとともに、楽しい食事の仕方や習慣が身につくよう、公立保育所で米飯等の主食を提供	保育幼稚園室
食育計画	家庭との連携の下、食に関する生活習慣の援助を保育計画に基づき実施	保育幼稚園室

④事故等の防止対策の充実

子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）・乳幼児揺さぶられ症候群の予防に努めます。

目標指標※	現状値	目標値
乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	97.3%	98%

※目標値は健やか親子21に示された目標値をもとに設定したものです。

事業名	事業内容	担当課
事故防止等についての知識の普及	乳幼児健診や相談の場において、事故防止・乳幼児突然死症候群の知識の普及・啓発	福祉保健課
乳幼児揺さぶられ症候群の予防	乳幼児揺さぶられ症候群発症の危険性とその予防対策について、保護者に情報提供	福祉保健課



4 子育てと仕事の両立に向けた支援

仕事と家事・育児等の両立などをはじめとする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画社会の推進のため、広報・啓発に努めるとともに、県その他関係機関等との連携を図りながら取り組みを進めていきます。

（１）保護者に対する両立支援制度の適切な周知

新制度における利用者支援事業において、家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、利用手続きなどの支援を行います。

また、父親の育児参加を積極的に促進するため、パパママ教室などの開催を通じて、父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

事業名	事業内容	担当課
育児休業制度等の普及・定着	広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、育児休業制度の周知・啓発と、特に男性の育児休業制度取得向上に向けた広報の強化。各種助成制度の事業所への普及	経済政策課 協働推進課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知	男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとれるよう、各種制度や多様な就労形態の普及	協働推進課 経済政策課 こども家庭課

（２）男女共同参画の意識づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が互いの人権を尊重しあいながら自分らしく生きることの大切さとともに、子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画の学習機会の提供及び啓発	男女平等、男女共同参画等の講座などの実施	協働推進課
パパママ教室	夫婦共同で子育てをする意識の啓発	福祉保健センター



(3) 相談事業の充実

女性の自立やドメスティック・バイオレンス(DV) など、男女共同参画に関わる様々な悩みや問題の解決に必要な相談・支援を実施します。

事業名	事業内容	担当課
女性の自立支援、男女の悩み・DVの相談	女性の自立支援や男女の様々な悩みの相談支援事業の実施。DVの相談支援と関係機関の連携を実施	協働推進課 福祉保健センター

(4) 子育て後の就業支援

出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
国・県・公共職業安定所等との連携による情報収集・提供	国・県・公共職業安定所等と連携し、就職全般に関する情報収集及び提供	経済政策課
就労支援・再就職等のための講座の開催	就労を支援する各種講座等を開催し、就職や再就職等に向けた支援の実施	経済政策課
ふるさとハローワークでの職業相談事業	ふるさとハローワーク相談員による求人・就職に関する相談や職業紹介など個々の就職活動の支援の実施	経済政策課

市民の声

- ◆子育てをしながらの職探しは大変です。
- ◆父親が仕事を定時できり上げて帰宅し、育児にもっと関われるような環境が欲しいです。

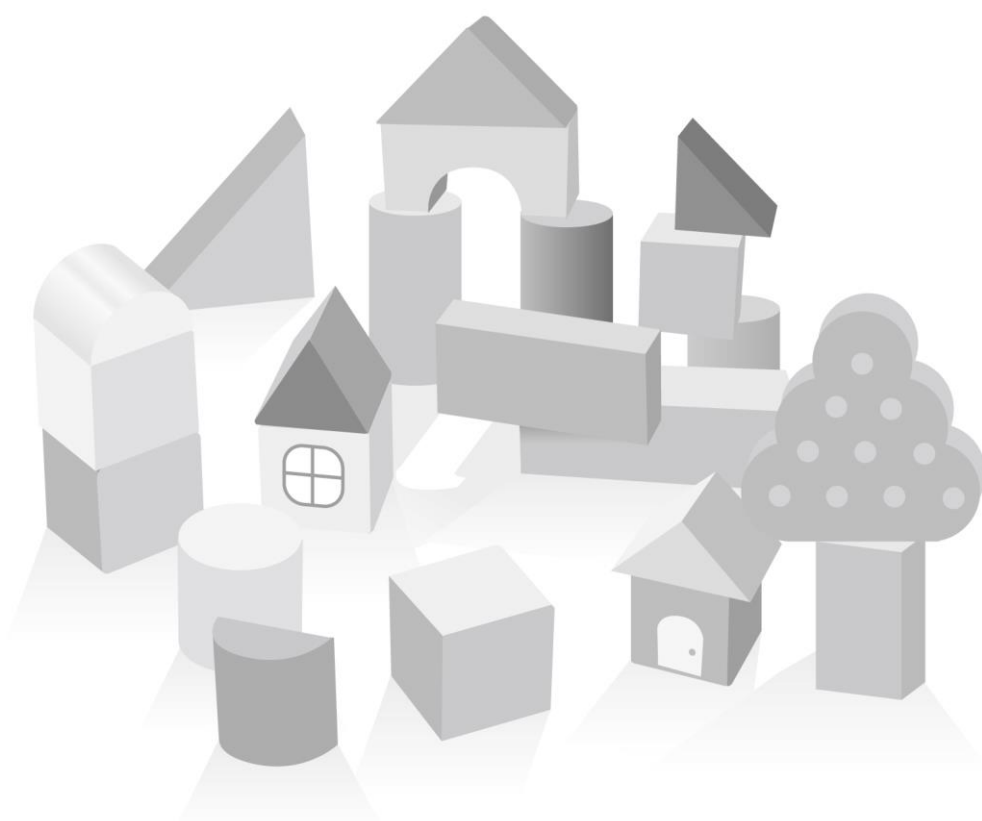




第2部 各論

第3章

特に配慮が必要な子どもと家庭のために



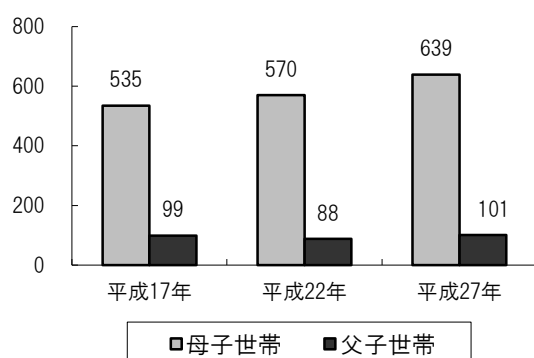


1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等は、仕事と子育ての両立や住居の確保、子どもの養育など、経済的にも精神的にも様々な困難を抱えている割合が相対的に高く、近年の社会情勢からますます厳しい状況にあります。

これらを受け、ひとり親家庭等が安心して子育てできる環境づくりと、自立に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。

図表2-2-1 母子世帯数と父子世帯数の推移
(世帯)



※母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）を言う。

資料：国勢調査

（1）子育て・生活の支援

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員による相談支援の充実	ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている子育て、生活、就労などの様々な問題の相談に応じられるよう、母子・父子自立支援員による相談の実施	こども家庭課
専門的な相談支援の情報提供及び連携	法律相談や家庭児童相談、DV相談など、専門的な見地からの支援が必要となった場合に利用できる相談窓口を適切に案内し、連携を図りながら継続的な支援を実施 - 法律相談（防犯くらし交通課） - 家庭児童相談（こども家庭相談センター） - DV相談（福祉保健センター） - 乳幼児健康相談（福祉保健センター） - 教育相談（教育センター）	防犯くらし交通課 こども家庭課 福祉保健センター 教育センター
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親が、疾病等により一時的に家事・育児に支障が生じた場合などに、ヘルパーを派遣	こども家庭課
母子生活支援施設への入所支援	母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所対応	こども家庭課
住居に関する支援	住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成」と賃貸契約する際の債務保証制度の保証料を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業」の周知及び利用促進、及び公営住宅等の情報提供の実施	こども家庭課 まちづくり推進課
情報提供の充実	ひとり親支援に関する各種制度をはじめとし、その他子育て支援制度全般や養育費の取決め等に関することなど、ひとり親家庭等の支援に寄与するための情報提供の実施	こども家庭課



(2) 生活困難世帯への支援

子どもの将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図れるよう、平成 26 年 8 月 29 日に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

困難な状況にある子どもが健やかに成長する環境を整備し、教育の支援及び進学 の促進、生活の支援等、多方面にわたって、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

事業名	事業内容	担当課
子どもの学習支援事業	ひとり親家庭や生活困窮者世帯の児童への学習機会の充実や、進路相談を受けるなど、自立に向けた学習支援の実施	こども家庭課 生活支援課
子どもの第三の居場所事業	貧困世帯の小学生を対象に、生活習慣作り、居場所の提供、学習の補助などを実施	こども家庭課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及びその子を対象に、高卒認定試験講座を修了及び高卒認定試験に合格した場合に、給付金を支給	こども家庭課

(3) 就業支援

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員による就業支援の充実	母子・父子自立支援員による就職に関する相談や「ハローワークマザーズコーナー」や各種媒体による求人情報、就職に関する講座等の情報提供の実施	こども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	個々の家庭状況・職業適性等を把握した上で自立支援プログラムを策定し、ハローワークの「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用を図り、きめ細かな就労支援の実施	こども家庭課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	就業を支援するため、指定された教育講座を受講した場合に受講料の一部を助成し、主体的な職業能力の開発の取り組みを支援	こども家庭課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	就業に有利な看護師・介護福祉士等の資格を取得するために1年以上修業する場合、一定の期間において生活の負担軽減を図るための費用を給付	こども家庭課



(4) 経済的支援

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当支給事業	法に基づき、ひとり親家庭等で18歳になった年度末までの子（一定の障がいの有する子は20歳未満）の養育者に手当を支給（所得制限有り）	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対する経済的援助として、医療費の一部負担金等を助成（所得制限有り）	こども家庭課
遺児手当支給事業	死亡により生計維持者を失った児童の養育者に対して手当を支給（所得制限有り）	こども家庭課
母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付の利用促進	就職や技能習得資金、子どもの修学・就学支度金などひとり親家庭の自立や子どもの福祉の増進のために必要な資金について、県が実施している福祉金貸付制度の案内や利用を促進	こども家庭課



2 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭の把握に努めるとともに、必要な支援の実施により、児童虐待の予防を図ります。

また、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく相談体制の強化及び子育て支援事業の充実を図り、児童相談所をはじめとする専門の関係機関との連携のもと、虐待の早期発見・早期対応を実施するなど、児童虐待防止対策を図ります。

(1) 児童虐待の予防

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援が必要な家庭の早期把握による支援の実施や地域子育て支援拠点、子育て講座等の実施により、子育て不安や負担感の軽減を図ります。

(2) 児童虐待の発見・相談体制の整備

要保護児童対策地域協議会を通じて、虐待リスクの早期発見の徹底を図るとともに、子育て関連施設や市民への周知及び協力要請などにより、発見体制の充実を図ります。

また、虐待相談対応における組織的な対応及び適切な支援を実施するため、関係機関の協力を得ながら、専門の職員の配置や研修の実施などにより相談体制を強化するとともに、必要な場合は遅滞なく児童相談所の権限及び専門的な知識や技術を求めるなど、連携の強化を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携や母子生活支援施設の充実など、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援へ活用していき、地域、関係機関の理解と協力のもと、里親制度の普及・啓発による里親の支援や児童養護施設等への支援など、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備します。





事業名	事業内容	担当課
要保護・要支援乳幼児家庭の把握	乳幼児健康診査（未受診者含む）や乳児家庭全戸訪問事業などを通じて、要保護・要支援家庭を把握	福祉保健センター
要保護児童対策地域協議会	関係機関の円滑な連携と協力関係を築き、虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見と適切な支援を実施	こども家庭課
虐待通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育所、幼稚園、学校等の関係機関を含め、広く市民に広報	こども家庭課
児童保護体制	要保護児童を早期に発見し、児童相談所との連携の下、児童福祉施設等へ保護	こども家庭課
里親制度の普及	児童相談所との連携による里親制度の広報活動の充実と児童の受入れ体制の拡大	こども家庭課
子ども家庭総合支援拠点の整備	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備	こども家庭課

3 障がい児施策の充実

障がい等により、様々な支援が必要な子どもとその家庭が、地域で安心して暮らせることが重要です。子どもが将来的に自立し社会参加できるよう総合的な支援を行っていきます。

障がいのある子どもへの支援としては、相談支援体制や適切なサービスの充実、母子保健との連携による障がいの早期発見・早期療育、また障がい等に応じた教育・保育の環境づくりに取り組んでいきます。

（１）障がいの原因となる疾病の予防と早期発見

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。また、乳幼児期からの適切な予防接種の実施により、感染症の発症・蔓延を防止し、重症化予防に努めます。

そして、乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見、早期治療・療育へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

（２）年齢や障がい等に応じた専門的なサービスの提供

障がい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、障がい児支援の利用計画等を作成・活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

また、障がい児が地域の中で育まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などの障がい福祉サービスを提供します。



(3) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ちあえる環境を、各教育・保育施設において構成することが必要です。そのため、各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。

また、障がい児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、児童発達支援センター等と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

さらに、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいへの理解促進を図りながら、総合的な生活支援等を行います。

事業名	事業内容	担当課
保育所、幼稚園等への児童観察指導	保育所、幼稚園からの要請により乳幼児、児童の発達、行動問題について観察、把握・診断を行い、保育士、教員、保護者への支援を実施	保育幼稚園室
特別支援保育（障がい児保育）	特別支援保育対象児童に対する保育士の適正配置	保育幼稚園室
特別支援学級及び通級指導教室の施設・設備の整備	小・中学生一人ひとりの障がいの状態に応じた教育環境をつくるために特別支援学級等の施設・設備の整備	教育総務課
発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する指導内容・方法の改善	就学支援委員会の充実と能力及び特性に応じた指導の充実を図るため、一人ひとりの実態に応じた適切な個別の教育支援計画・指導計画の作成	教育政策室
特別支援学級等の教職員研修	特別支援学級担当教員の専門的な研修の受講促進、障がいのある児童生徒の実態に応じた将来を見通した指導の工夫ができるよう研修を実施	教育政策室
障がい児の通園施設等に対する助成	市内で障がい児の通園施設等を運営している社会福祉法人に対する助成	障害福祉課

市民の声

- ◆ひとり親家庭等のための様々な支援があったら良いと思います。
- ◆発達がゆっくりな子に対しての療育の情報が少ないです。
- ◆健常の子と障がいのある子が気軽に交流できる場があれば良いと思います。

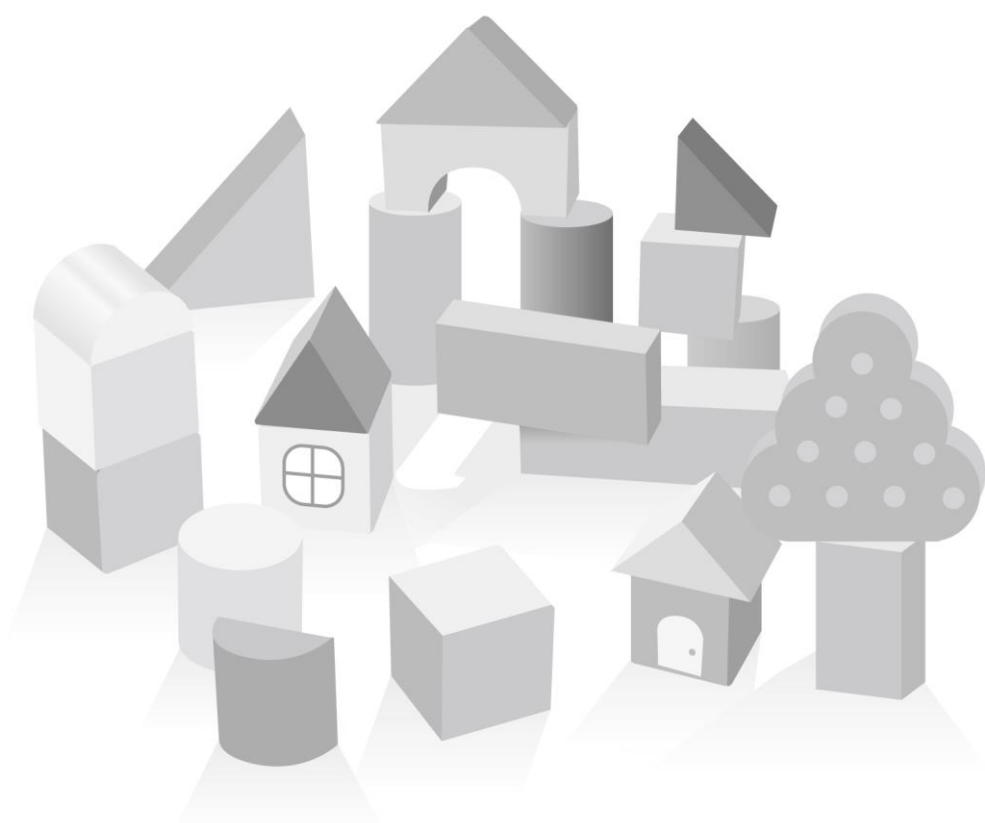




第2部 各論

第4章

次代を担う子どものために





1 放課後事業の推進（戸田市放課後子どもアクションプラン）

次代を担うすべての児童にとって、安全・安心で、充実した放課後の居場所を実現するため、本市の放課後事業に関する基本計画となる「戸田市放課後子どもアクションプラン」を策定し、放課後事業を推進します。

市民の声

- ◆年配者の方との交流が好きな時にとれる場所があると、子どもも教わる事が多くなり、知識が学べ、年配者の方は子どもと過ごす事で心も体も元気になれる気がします。
- ◆学校における放課後事業を充実して欲しいです。（安心して近くの公園や学校の校庭で遊んだり過ごせるような環境）
- ◆学童保育の受け入れ先を充実させて欲しいです。
- ◆ボール遊びが出来る場所をもっと増やして欲しいです。
- ◆放課後に子どもだけで室内で利用できる施設がもう少し欲しいです。





戸田市放課後子どもアクションプラン

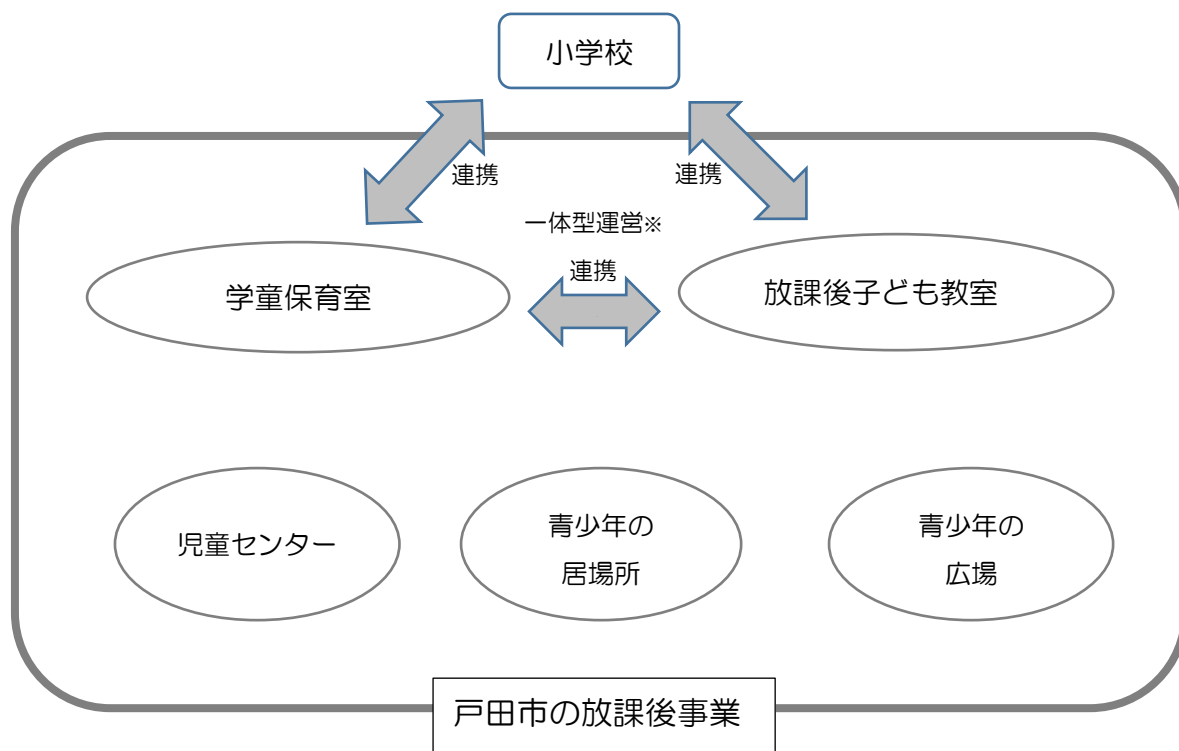
(1) アクションプラン策定の趣旨

共働き家庭等が直面するいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育てるためには、小学校に就学しているすべての児童が、放課後を安全・安心に過ごし、多様な活動や体験ができる環境（居場所）を整備することで、児童の健やかな成長に必要な要素とされる「3つの間（時間・空間・仲間）」を確保・充実させることが必要です。

すべての児童にとって、安全・安心で、充実した放課後の居場所を実現するため、平成30年9月に国が示した「新・放課後子ども総合プラン」のほか、関係法令・計画等を踏まえ、本市の放課後事業（学童保育室、放課後子ども教室、児童センター、青少年の居場所、青少年の広場等）に関する行動計画「戸田市放課後子どもアクションプラン」を策定します。

なお、本計画については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の行動計画としての性格を持つ、本市の放課後事業に関する基本計画であるとともに、「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」の一部として策定するものとします。

図表2-4-1 戸田市放課後子どもアクションプラン



※一体型運営・・・学童保育室と放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるもの。



（２）本市の放課後事業の現状と課題

① 学童保育室（放課後児童クラブ）

１）現状

本市の学童保育室は、平成 31 年度（令和元年度）において、44 室（公営 20 室、委託 2 室、指定管理 2 室、民営 20 室）開設しています。近年、共働き家庭やひとり親家庭等が増加傾向の中、本市の学童保育室においても入室児童数、施設数ともに増え続けており、学童保育に対するニーズの増加、多様化が見られます。

学童保育需要の増加に対応するため、民間学童保育室の誘致により受け入れ枠を拡充する取り組みを進めていますが、平成 26 年度以降、地区により待機児童が生じています。

２）課題

○市全体としての学童保育需要に対する受け皿は確保できているものの、特定の地区においては、今後も一定の待機児童が見込まれるため、当面は学童保育室の継続的な整備が必要と想定されます。

○多様化するニーズや充実した放課後を実現するために、保育内容の充実や職員の資質向上など、学童保育の質向上への取り組みが必要となっています。

○慢性的に保育人員が不足している状況が続いており、限られた人員を最適に配置するとともに、保育現場の人員確保が急務となっています。

○より効率的で効果的なサービスを提供するために、委託や指定管理等の運営手法の導入も検討していく必要があります。

② 放課後子ども教室

１）現状

本市の放課後子ども教室は、すべての小学生を対象に、小学校の余裕教室、校庭、体育館等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の協力を得て、平成 19 年度より実施しており、平成 25 年度以降は市内の全小学校 12 校において、一体型で実施しています。

平成 30 年度における登録児童数は約 1,100 人、延べ参加児童数は約 11,000 人となっており、開催回数は 12 校合計で約 290 回となっています。

近年は、開催回数は拡充しているものの、登録児童数、参加児童数ともにほぼ横ばい（微減傾向）となっています。

２）課題

○小学校の課外活動等により、特別教室などの使用頻度が増えており、また、児童数の増加により、小学校の余裕教室も減少していることから、放課後子ども教室の開催場所の確保が難しい状況となっています。



○事業開始当初から携わっている地域の核となる人材も多くいるが、スタッフ不足や高齢化などもみられることから、今後、継続的に事業を実施し、児童が安全に活動できる体制を整えていくためには、新たな人材の確保と世代交代が必要となっています。

③ その他の放課後事業

1) 現状

児童センターは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置され、「こどもの国」と「プリムローズ」の2か所があります。どちらも利用者数は年々増加傾向にあり、平成 30 年度については、こどもの国が 222,340 人、プリムローズが 130,815 人となっていて、子どもたちの活動拠点・交流の場となっています。

青少年の居場所は、小中高生を対象とし、公共施設の空いている諸室を開放し、遊びやスポーツ、勉強など自由に過ごすことができる居場所を提供しています。その中で、利用者同士の交流を通じて、ルールやマナーを学ぶことで、自主性や社会性を育む機会を創出することを目的に、平成 23 年から開始しました。現在、5 か所の公共施設で実施しており、利用者数は年々増加傾向にあります。平成 30 年度は 1,492 人となっています。

青少年の広場は、主に中高生を中心として、フットサルやバスケットなどのボール遊びのほか、多目的に利用できる施設であり、現在「本町青少年の広場」と「中町青少年の広場」の2か所があります。

2) 課題

○児童センターは、利用者に飽きられない、より魅力的な施設とするために、引き続き利用者ニーズに沿った講座の充実や遊具等の更新、適切な維持管理と計画的な修繕が必要です。

○青少年の居場所は、子どもたちを見守るボランティアスタッフの安定的な確保が急務となっています。

○青少年の広場は、市街化が進み用地確保が困難な状況となっていますが、引き続き用地取得に向けた取り組みが必要となっています。



(3) 基本方針

本市の放課後事業を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後、以下の方針により、安全・安心で充実した放課後を実現するための取り組みを進めていくこととします。

～安全・安心な放課後を実現するための三つの柱～

1 すべての児童が安全・安心に活動できる居場所の確保

すべての児童にとって、地域社会や生活環境の中に、放課後に安全・安心に過ごせる居場所が存在するよう、施設や仕組みを整備します。

2 すべての児童が自主性や社会性、創造性を育める機会の提供

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、同年齢・異年齢の児童との交流等を通じ、各々の過ごし方で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活、様々な体験活動などができる機会を提供します。

3 児童との適切な関わりや支援等ができる人材の確保

次代を担う子どもたちの健やかな成長のためには、児童の自主性を尊重しつつも、児童の活動を見守り、適切に関わり支援できる、時に様々な経験や活動を伝えられるノウハウや知識を持った大人の存在が必要となります。

こうした人材を確保するとともに、併せて人材の育成にも取り組みます。

(4) 今後の放課後事業の方向性

① 学童保育室（放課後児童クラブ）

1) 待機児童対策

学童保育需要の増加に対応していくために、これまでと同様に学童保育需要の高い地域に民間学童保育室を誘致し、保育の受け皿を確保することで、待機児童の抑制を図ります。確保計画については、「第二部各論・第1章子ども・子育て支援事業の充実」において示した量の見込み、確保提供量を基本とし、直近の年度の需要に合わせて対応します。

また、当面の間、学童保育需要は増加する見込みではありますが、今後、学童保育需要が逡減していく時期や地域の実情を見極め、民間学童保育室の誘致や補助金の交付内容について、適宜見直しを図ることも検討します。



2) 保育の質向上（巡回アドバイザーの配置）

子どもたちの充実した放課後の環境を整備していくために、学童保育室の運営や育成支援等に関する専門的知識等を有するアドバイザーを配置し、学童保育室への巡回による助言・指導等の支援を行い、学童保育の質向上に取り組みます。

3) 民間活力の導入・活用による効果的・効率的な運営の推進

児童が安全・安心に過ごせる居場所を確保し、また、利用者の多様な保育ニーズに对应していくために、公立学童保育室の運営について、委託、指定管理等の導入を検討し、より効果的・効率的な運営を図ります。

② 放課後子ども教室

1) 一体型運営の維持・継続

全小学校で実施している放課後子ども教室を引き続き一体型で運営していくために、教育委員会や各小学校との連携を強化し、適宜協議・調整することで、放課後の特別教室や体育館等の活動場所の確保に努めます。

また、放課後子ども教室を学童保育室と同部局で所管している強みを生かし、学童保育室入室児童が安全に活動できるよう、学童保育室との連携も図ります。

2) 開催内容の充実

小学校ごとにその地域の方々を中心として、それぞれが工夫を凝らして運営していますが、活動環境が異なることから、教室ごとに開催内容は多種多様となっています。

今後、各小学校での活動内容の共有を含め、好評な遊びを実践発表したり、全スタッフを対象に実際に体験できる場を設け、開催内容の平準化や充実に取り組みます。

また、大学との連携により、子どもとの接し方等のスタッフ向け研修の実施など研修制度の充実にも併せて取り組みます。

3) 地域・外部団体との連携の強化

放課後子ども教室のボランティアスタッフの不足と高齢化が課題となっている中、これまで新たなスタッフ確保の取り組みとして実施してきた広報活動に加え、地域の潜在的な人材や保護者世代のスタッフ確保を図るため、地域で活動する団体へ働きかけ、事業への協力を呼び掛けていきます。

また、保育関係の大学や学部と連携し、将来保育関係の仕事に就きたいと考えている学生が子どもたちと接する場を提供することで、学生にスタッフとして活動してもらう仕組みづくりを検討します。



③ その他の放課後事業

1) 児童センター（こどもの国、プリムローズ）

児童センターは、子どもの活動拠点として、遊びやスポーツ・文化活動、異年齢交流を図る場として活用していくとともに、より魅力的な施設とするために、更なる利用者ニーズに沿った講座の充実や遊具等の更新を図っていきます。

なお、平成5年の開館から平成31年で26年を経過したプリムローズについては、老朽化が進んでいることから、計画的な施設修繕を実施していくとともに、引き続き児童センターの適切な維持管理を実施し、子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます。

2) 青少年の居場所

青少年の居場所は、開催場所・回数の確保・拡充のため、高校・大学等との連携を含め、ボランティアスタッフの安定的な確保に努めます。

3) 青少年の広場

青少年の広場は、ボール遊びができる場所の要望もあることから、特に広場が不足している地域への設置に向けて、引き続き情報収集や関係機関と連携し、用地確保に努めます。



(5) 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組み

平成 30 年 9 月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、各市町村の行動計画に盛り込むべき内容として示された事項について、本市は以下のとおり取り組みを進めていくこととします。

「新・放課後子ども総合プラン」に示された市町村行動計画に盛り込む内容	本市における取り組み
学童保育室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量	本計画において示した量の見込み、確保提供量を基本とし、直近の年度の需要に合わせて対応します。
一体型の学童保育室及び放課後子ども教室の2023年度（令和5年度）に達成されるべき目標事業量	現在、本市の学童保育室及び放課後子ども教室については、すべて一体型で運営されており、引き続き一体型運営を維持・継続します。
放課後子ども教室の2023年度（令和5年度）までの実施計画	現在、全小学校（12校）において一体型で運営しており、引き続き維持・継続します。また、開催内容の充実に取り組みます。
学童保育室及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策	学童保育室の指導員と放課後子ども教室のスタッフは、学童保育室入室児童が安全に活動できるよう、相互に連携・協力します。
小学校の余裕教室等の学童保育室及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	本市においては、児童数増加により余裕教室等が不足している状況であることから、活動場所の確保に苦慮しているところですが、教育委員会や各小学校と協議・調整を重ね、特別教室や体育館等を含めた放課後の活動場所確保に努めます。 また、小学校の施設利用時の課題等については、適宜協議し、解消に努めます。
学童保育室及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と担当部局の具体的な連携に関する方策	学童保育室及び放課後子ども教室の実施については、協議・連携はもとより、情報共有と責任の明確化を図り、必要に応じ文書等による申し合わせを行いながら進めます。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	学童保育室の指導員と放課後子ども教室のスタッフに対し、特別な配慮を必要とする児童の接し方や支援のあり方に関する研修等の受講を推進するとともに、活動環境の安全面や受け入れ体制の強化等、安全・安心に活動できる環境の確保に努めます。
地域の実情に応じた学童保育室の開所時間の延長に係る取り組み	学童保育室の開所時間の延長については、利用者ニーズに応じ、利用者の費用負担、保育人員の確保を含め、検討します。



2 子ども・若者（児童・青少年）育成支援の推進

次代の社会の担い手である子ども・若者を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、社会生活を円滑に営むことが困難である子ども・若者の問題が深刻化しています。本市においては、子ども・若者の健やかな育成を総合的に支援するために制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策を推進していくとともに、関係機関との連携や情報提供に努めます。

（１）現状

本市は全国でも人口増加の著しい自治体であり、結婚や子育てを機に転入する世帯も多く、核家族化の進行、共働き家庭の増加に伴い、地域におけるつながりの希薄化が進んでいます。一方、子どもの貧困や虐待の増加など、家庭の養育力の低下や、そうした家族が地域の中で孤立しやすい状況もあります。また、都市化の進行により、子どもが安全・安心に過ごすことができ、活発に活動できる場の確保が難しくなっています。

「平成 28 年度埼玉青少年の意識と行動調査」においても、保護者が考える子育てや教育の現状における問題として、「テレビやインターネットのメディアなどから悪い影響をうけること」「地域社会で子供が安全に生活できなくなっていること」などが上位に上がっています。

その他、情報通信技術の進展・普及により、埼玉県内の携帯電話・スマートフォンの保有率は、小学生では 50.1%、中学生では 58.3%となっており、その利用時間は、1日1時間以上の利用が、小学生で 23.4%、中学生で 67.4%であり、ネット依存や SNS 等によるネットいじめ、有害情報の氾濫が問題となっています。

また、「令和元年版少年非行白書」において、埼玉県における少年犯罪はこの数年減少傾向で推移をしていますが、再犯者率は平成 30 年中で 35.6%となっており、引き続き全国平均を上回る高い水準となっています。

本市は、これまでも青少年の広場や居場所づくりに取り組み、地域で活動する団体及び青少年の社会体験や交流を促す様々な事業への支援を行ってきました。また、青少年の健全育成のため、青少年問題協議会や青少年育成市民会議、青少年補導員協議会などの活動を、市民との協働により実施しています。



(2) 課題

- 子ども・若者に対して、地域での居場所や多様な社会体験、多世代と交流できる場が必要です。その中で、子どもが自ら考え、行動する習慣を身に付け、自己肯定感を育めるような支援が必要です。
- 地域で子ども・若者を見守り、ともに活動する支援者の発掘、育成が必要です。
- 非行防止を図るため、市民による巡回パトロール活動等により、子どもたちが犯罪に巻き込まれることを未然に防止する必要があります。さらに、有害情報の氾濫する環境において、市民意識の高揚や普及啓発活動を促進していく必要があります。
- 子ども・若者の問題を解決していくためには、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があり、家庭・学校・地域・行政、それぞれが連携・協働して取り組むことが必要です。

(3) 今後の方向性

事業名	事業内容	担当課
青少年団体の活動支援	地域で誰もが参加でき、多様な体験学習・異年齢交流の場の機会を提供する青少年団体の活動を支援	児童青少年課
青少年の健全育成事業	非行防止・有害情報の排除にかかるキャンペーン・青少年健全育成大会等の普及啓発活動及び巡回パトロール活動を展開・促進	児童青少年課
関係機関や地域との連携・協働の促進	家庭・学校・地域・行政、それぞれが責任を果たしながら、関係機関や地域の方々との連携・協働を促進	児童青少年課

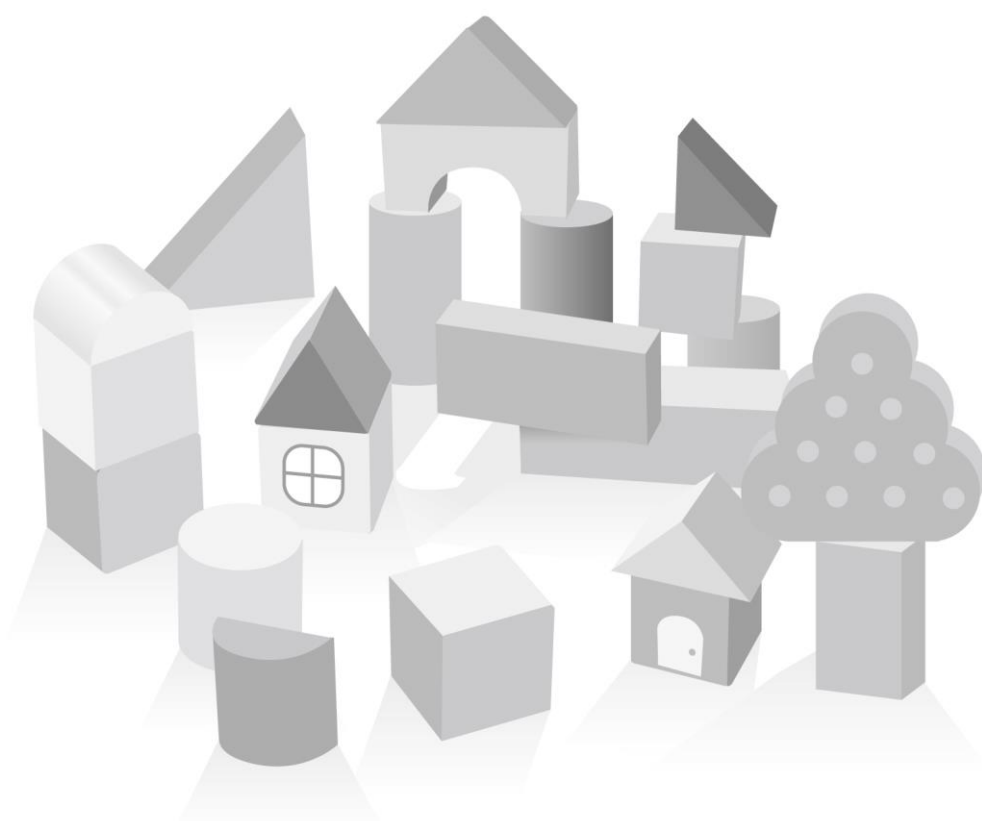




第2部 各論

第5章

計画の推進





1 計画の推進体制

本市が目指す姿を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野の構成員が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

（１）保護者の役割

- ・子どもの行動及び人格の形成について、最も大きな責任を有することを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、家族のきずな及び触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めることが必要です。
- ・子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、子どもが基本的な生活習慣、社会のきまりを守る意識等の定着など、将来社会の一員として生きる力を身に付けることができるよう努めることが必要です。
- ・地域社会の一員として、子どもとともに地域行事やボランティア活動等の様々な活動に取り組み、地域との関わりを大切にするよう努めることも必要です。

（２）市民の役割

- ・子どもの豊かな人間性が、地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加するよう努めることが必要です。
- ・暴力、犯罪、事故等から子どもを守るため、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めることも必要です。

（３）子育て支援団体の役割

- ・地域の特性を生かした子育て支援に関する活動を積極的に推進することが必要です。
- ・市、市民、事業者及び学校等と相互に連携し、協働することにより、地域における子ども・子育て支援の拡充に資するよう努めることが必要です。
- ・子ども及び保護者が伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に参加しやすい環境づくりに努めることも必要です。



（４）事業者の役割

- ・事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを認識し、雇用する従業員が子どもとの関わりを深めることができるよう、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備することが必要です。
- ・地域社会の一員として、子育て支援に関する活動を積極的に推進するよう努めることが必要です。

（５）教育・保育施設等の役割

- ・子どもが集団の中での様々な活動を通じて、豊かな人間性、社会性等を身に付け、生きる力を育成することができるようにすることが必要です。
- ・子ども・子育て支援団体、事業者及び関係機関との連携により、子どもが安全に安心して学び、育つことのできる環境づくりを行うことが必要です。

（６）市の役割

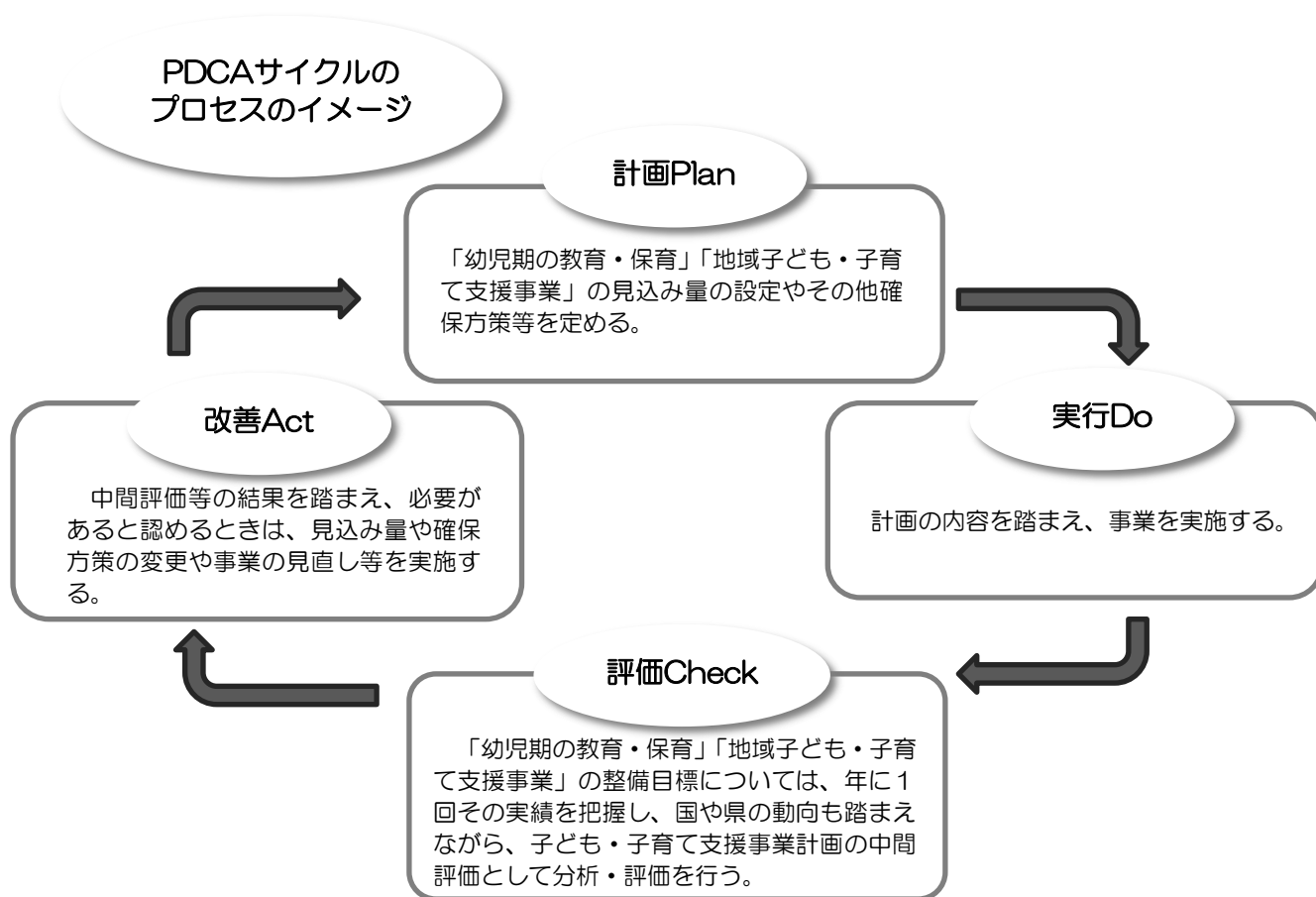
- ・市民、子育て支援団体、事業者及び教育・保育施設等が、自主的かつ主体的に子ども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行うことが必要です。
- ・施策の策定及び実施に当たって、市民等及び国、県その他の関係機関と相互に連携し協働して取り組むことが必要です。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、PDCA サイクルのプロセスに基づき、事業ごとの進行状況を定期的に「戸田市児童福祉審議会」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

図表2-3-1 PDCAサイクルのプロセスイメージ



3 計画の進行状況の公表

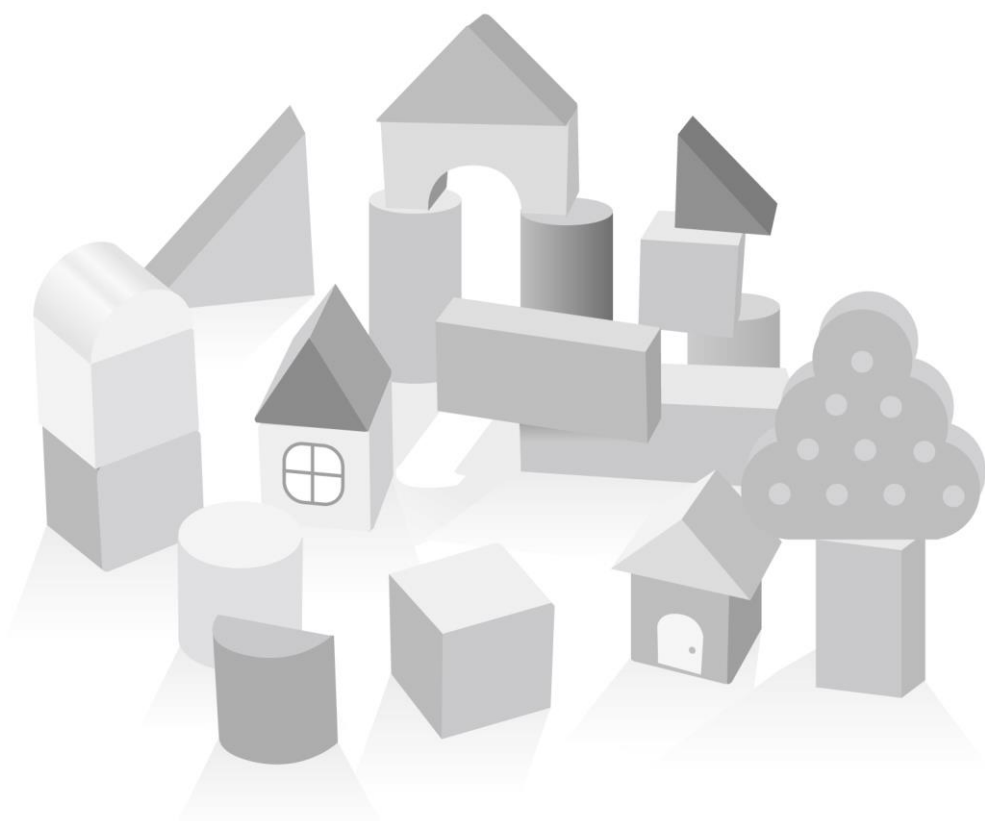
計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、必要に応じ、施策の拡充を国、県に要望していきます。



資料編



1 計画策定の経緯

	年月日	項 目	内 容
平成30年度	平成30年 9月27日（木）	第1回 戸田市児童福祉審議会	(1) 戸田市管内保育施設の利用定員の設定・変更について (2) 戸田市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (3) 待機児童緊急対策アクションプランの進捗状況報告について (4) その他
	平成30年 10月1日 ～10月31日	子どもの実態把握調査の実施	(1) 0歳児保護者：1,413人 (2) 小学5年生児童：1,331人 (3) 小学5年生保護者：1,331人 (4) 中学2年生生徒：1,112人 (5) 中学2年生保護者：1,112人 (1)の配布・回収は郵送方式により実施 (2)～(5)の配布・回収は学校経由により実施
	平成30年 12月5日 ～12月26日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施	(1) 就学前児童を持つ保護者：2,500人 (2) 小学生児童を持つ保護者：1,500人 配布・回収は郵送方式により実施
	平成31年 3月20日（水）	第2回 戸田市児童福祉審議会	(1) 第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に係るスケジュール及び次年度児童福祉審議会の予定について (2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の進捗について (3) 子どもの実態把握調査の報告について (4) その他
令和元年度	令和元年 5月13日（月）	第1回 戸田市児童福祉審議会	(1) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果について (2) 教育・保育のニーズ量算出方法及び戸田市の現況について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
	令和元年 7月17日（水）	第2回 戸田市児童福祉審議会	(1) 第一期戸田市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について (3) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」及び「提供体制の確保」について (4) その他
	令和元年 9月27日（金）	第3回 戸田市児童福祉審議会	(1) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の第2稿について (2) 保育施設の利用定員の設定・変更について (3) 待機児童緊急対策アクションプランの進捗状況報告について (4) その他
	令和元年 11月14日（木）	第4回 戸田市児童福祉審議会	(1) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の第3稿について (2) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画策定におけるパブリックコメントの実施について (3) その他



	年月日	項 目	内 容
	令和元年 12月16日(月) ～令和2年 1月14日(火)	パブリックコ メントの実施	「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画(案)」について意見 募集

2 戸田市児童福祉審議会条例

平成13年3月27日
条例第5号

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、戸田市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）児童福祉について識見を有する者
- （2）児童福祉に関する事業に従事する者
- （3）公募による市民

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議公開の原則）

第8条 審議会の会議は、公開するものとする。

2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由があるとき又は審議会において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、こども青少年部こども家庭課において処理する。



（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 5 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 28 号）抄

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 36 号）

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 10 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 7 条の改正規定（「こども青少年部保育幼稚園課」を「こども青少年部こども家庭課」に改める部分に限る。）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市児童福祉審議会条例第 3 条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為を行うことができる。

（戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 戸田市児童福祉審議会委員名簿

	所属・役職	氏名	備考
1	戸田市子ども会育成連合会の代表 (相談役)	いしい たけし 石井 剛	令和元年 9月30日まで
	戸田市子ども会育成連合会の代表 (会長)	みやざわ こうじ 宮澤 浩二	令和元年 10月1日から
2	母子生活支援施設の代表 (むつみ荘統括施設長)	ながつか ひろゆき 永塚 博之	副会長
3	戸田市民生委員・児童委員協議会の代表 (主任児童委員)	たけうち としゆき 武内 利行	令和元年 11月30日まで
		ほそだ よしかず 細田 義和	令和元年 12月1日から
4	戸田市私立幼稚園協会の代表 (まさば幼稚園園長)	よしかわ ひろふみ 吉川 博文	
5	戸田市私立保育園協会の代表 (ささめ保育園園長)	なかむら しんじょう 中村 信成	会長
6	小規模保育連絡会の代表 (ひなた保育園代表)	ひやま ひでとし 日山 秀利	
7	児童福祉従事者 (子育てサークルの代表)	なかの やすこ 中野 康子	
8	埼玉県南児童相談所の代表 (副所長)	いわもと たかひろ 岩元 貴博	
9	埼玉県南部保健所の代表 (保健予防推進担当課長)	しづかわ えつこ 澁川 悦子	
10	戸田市立小・中学校校長会の代表 (戸田南小学校校長)	たどころ まさと 田所 雅人	
11	戸田市公立学校PTA連合会の代表 (芦原小学校PTA役員)	えんどう ともし 遠藤 智子	令和元年 6月12日まで
	戸田市公立学校PTA連合会の代表 (新曽中学校PTA会長)	やまぐち ももえ 山口 百百	令和元年 6月13日から
12	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会の 代表(事務局次長)	えのもと じゅんいち 榎本 潤一	
13	市民公募	みなかみ ちさと 皆上 千里	
14	市民公募	てしま まゆ 手島 真由	



4 用語解説

<あ行>

育児休業制度

労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児のために休業できる制度です（一定の範囲の期間雇用対象者も対象となります。）。

また、一定の場合、子が2歳に達するまでの間、育児休業をとることができます。

M字

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブといいます。

<か行>

学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する及び推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態です。

学童保育室：放課後児童クラブ

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として、適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のことです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための法律です。

合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。

<さ行>

里親制度

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律です。

自閉症

生まれつき脳の機能に何らかの障がいがあるために、他人との関係をうまく形成できない、言葉に発達の遅れがある、特定のものにこだわるなどの特徴を持つ障がいのことです。

<た行>

待機児童

保育所の入所申込をしているが定員に空きがなく、入所待ちとなっている児童。調査日時点において家庭保育室に入所している場合や、他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し待機している場合等は、待機児童数から除外します。

男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性といった症状がみられる行動の障がいです。



ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦間や恋人など、親しい間柄で発生する暴力のことをいいます。身体的暴力、性的暴力や言葉による精神的暴力などもDVです。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。（子ども・子育て支援法第27条）

<な行>

乳幼児突然死症候群（SIDS）

健康と思われていた乳児が突然に死亡し、死因が特定できないもの。

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設です。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

<は行>

パーミル（‰）

1,000分の幾つであるかを表す語で、1,000分の1を1パーミルといいます。千分率はパーミル（‰）、百分率はパーセント（％）です。

パブリック・コメント（意見公募手続）

行政機関が政策の立案等を行う際、広く市民から、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続きです。

ハローワークマザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。

P D C A サイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることです。

母子寡婦福祉会

母子寡婦福祉法の理念に基づき、子育てと生活支援、就業支援等の福祉施策の充実のための運動をしています。

<ま行>

マタニティマーク

妊娠中の方が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。

<や行>

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携、協力を確保することを目的に設置する協議会で、児童福祉法第22条の2に位置づけられています。

<ら行>

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことです。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすこととしています。



5 子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

最終改正：令和元年5月17日法律第7号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

- 第六十条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための

施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画

発行年月日 令和2年3月

発行 戸田市こども青少年部こども家庭課

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL 048-441-1800（代表）

FAX 048-432-8510

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/>

